

平成 21 年 4 月 1 日

地方独立行政法人秋田県立病院機構規程第 5 号

地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人秋田県立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 31 条第 2 項に基づき、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（就業規則第 3 条の規定の適用を受ける職員に限る。以下「職員」という。）に支給する給与の決定及び支払い等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 職員の給与の決定及び支払い等に関し、この規程に定めのない事項については、秋田県が制定する条例及び当該条例の規定に基づき秋田県人事委員会が定める規則並びにこれらの規定に基づいて秋田県知事が定める細目において定める給与の決定及び支払い等の手続等の例による。

(給与)

第 3 条 この規程で「給与」とは、給料並びに管理職手当、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業医手当、新興感染症看護手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給料)

第 4 条 給料は、就業規則第 11 条及び第 14 条から第 17 条までに規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に係る勤務の対償として職員に支給する。

(給与の口座振替による支払)

第 5 条 給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

(給与からの控除)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条第 1 項に基づく協定により給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して給与を支払うものとする。

(給料表)

第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表(別表第1)

(2) 研究職給料表(別表第2)

(3) 医療職給料表(別表第3)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

エ 医療職給料表(4)

オ 医療職給料表(5)

(4) 技能職給料表(別表第4)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第5に定める級別標準職務表(以下「級別標準職務表」という。)のとおりとする。

(初任給の基準)

第8条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長が別に定める基準に定める資格を有していること。

ア 事務職給料表の職務の級六級、七級、八級及び九級

イ 研究職給料表の職務の級四級及び五級

ウ 医療職給料表(1)の職務の級三級及び四級

エ 医療職給料表(2)の職務の級六級

オ 医療職給料表(3)の職務の級六級

カ 医療職給料表(4)の職務の級四級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について別表第6に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定める資格を有していること。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第7に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第9条又は第10条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等(学歴免許等の資格については、別表第8に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。)の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

- 4 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 5 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して、別表第9に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。
- 6 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、理事長が別に定めるところにより号給を調整することができる。
- 7 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前項の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。
- （1）国家公務員及び地方公務員
- （2）他の一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する一般地方独立行政法人をいう。）に常時勤務する職員
- （3）理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者
- 8 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合で、第6項の規定による場合にはその採用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。
- 9 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第2項第1号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第6項から前項までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。
- 10 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。
- 11 第3項から前項までに規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 12 職員のうち、就業規則第52条の規定により再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、就業規則第52条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第11条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇格）

- 第9条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第10に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第9条の2 職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

(降格の場合の号給)

第10条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第10の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの（これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。）にあっては、3号給）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別の場合の昇給)

第12条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がい状態となった場合等、その他特に必要があると認められる場合には、昇給をさせることができる。

(復職時等における号給の調整)

第13条 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において他の職員との権衡上必要があると認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給)

第14条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。

3 給料の調整額(第16条第3項に規定する給料の調整額をいう。)、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び新興感染症看護手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当については、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は一の給与期間の分を翌月の給料支給の日までに支給するものとする。

5 特殊勤務手当のうち手当の額が月で定められているものは、前項の規定にかかわらず、給料の支給方法に準じて支給する。

(新たに職員となった者等の給料の支給方法等)

第15条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、昇給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から就業規則第18条に規定する休日及び同規則第19条に規定する週休日(以下「休日等」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第16条 理事長は、職員のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にあることにより、第4条第1項に規定する給料表を適用することが適当でないと認められる職にある職員に対しては、その特殊性に基づき、給料を調整することができる。

2 給料の調整を行う職は、別表第11に定める給料の調整に係る適用区分表(以下「適用区分表」という。)の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

3 第1項の規定に基づき調整される額(以下「給料の調整額」という。)は、調整基本額にその者に係る適

用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、再雇用職員にあっては、就業規則第52条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を職員就業規則第11条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 前項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第11の2に掲げる額

二 再雇用職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第11の3に掲げる額

- 5 給料の調整額は、その調整前における給料月額100分の25をこえてはならない。

- 6 第25条及び第29条の規定は、第1項の規定により給料の調整額を支給される者には適用しない。

（管理職手当）

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び区分は別表第12のとおりとし、支給額は別表第12の2に掲げるとおりとする。

- 3 前項の規定による管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならない。

- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない。

- 5 第17条の2、第25条、第33条及び第34条の規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。ただし、管理又は監督の地位にある職員が管理又は監督の地位でない職員の職務を兼ねる場合にあっては、当該職務については第33条及び第34条の規定を適用する。

（役職手当）

第17条の2 役職手当は、特定の事務を管理・調整し、その事務に従事する職員を指揮する地位にある職員に支給する。

- 2 役職手当を支給する職及び支給額は別表第12の3に掲げるとおりとする。

- 3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、役職手当は支給することができない。

（初任給調整手当）

第18条 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職として新たに採用された職員に対して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

- 3 初任給調整手当を支給する期間の区分及び支給額は、別表第13に掲げるとおりとする。

4 第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

5 その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級かつ病院長の職務にあるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「病院長等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項本文の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障がい者(心身の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。)

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「副病院長等」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族(病院長等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、病院長等から病院長等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(病院長等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び病院長等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（病院長等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、病院長等から病院長等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が病院長等以外の職員となった日、職員に扶養親族（病院長等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合において その職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌日（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、病院長等以外の職員から病院長等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が病院長等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（病院長等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出にかかるもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（病院長等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある病院長等が病院長等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある副病院長等が副病院長等及び病院長等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で病院長等以外の者が病院長等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で副病院長等及び病院長等以外のものが副病院長等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮し、医療職給料表（1）の適用を受ける職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料月額及び給料の調整額の月額（以下「給料の月額」という。）、並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 前項の規定に関わらず、平成22年3月31日までの間、同項中「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。

（住居手当）

第21条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- （1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県及び法人が設置する公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
- （2）第23条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県及び法人が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- （1）前項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- （2）前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第22条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- （1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- （2）通勤のため自動車、原動機付の交通用具及び自転車その他理事長がこれに準ずると認めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤する

- ものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (３) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (１) 前項第１号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第３号において「１箇月当たりの運賃等相当額」という。))が５５,０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５５,０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が５５,０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５,０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (２) 前項第２号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再雇用職員で、平均１箇月当たりの通勤所要回数が１０回に満たない職員については、それぞれ次に定める額に１００分の５０を乗じて得た額とする。))とする。
- ア 自動車(自動二輪車を除く。)を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第１４の表に掲げる額
- イ 自動車(自動二輪車を除く。)以外の交通の用具を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第１４の表に掲げる額
- (３) 前項第３号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の 利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前２号に定める額(１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５,０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５,０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第１号に定める額又は前号に定める額
- 3 第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、理事長が別に定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第１号において「特別急行列車等」という。))でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第１号において同じ。))を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (１) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「１箇月当たりの特別料金等相当額」という。))が４０,０００円を超えるときは、支給単位期間につき、４０,０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該

職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が40,000円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、40,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月(前項第1号に規定する通勤手当にあつては、支給単位期間に係る最初の月の翌月)の給料の支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

- 第23条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
 - 3 理事長が別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉業務手当
- (2) 放射線取扱手当
- (3) 夜間看護等手当
- (4) 救急診療待機手当
- (5) 夜間等特別巡回診療手当
- (6) 日深勤務特別手当
- (7) 救急患者対応手当
- (8) 応援診療手当
- (9) 防疫等業務手当
- (10) コロナワクチン接種業務手当
- (11) 深夜集中治療室巡視手当
- (12) 解剖補助作業手当
- (13) 手術補助作業手当
- (14) 航空手当
- (15) 救急自動車運転手当
- (16) 災害時派遣手当

(社会福祉業務手当)

第25条 社会福祉業務手当は、リハビリテーション・精神医療センターに勤務する職員が、精神障害者その他これらに準ずる者に対して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務一月につき11,800円とする。

(放射線取扱手当)

第26条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したとき（月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第8条第2項及び第3項（ただし書を除く。）に規定する測定方法により測定した場合に100マイクロシーベルト以上であった場合に限る。）に支給する。

- (1) エックス線その他の放射線を照射する作業
- (2) 前号に掲げるもののほか、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第1条第1号に規定する管理区域内、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第

５０号）第３０条の１６第１項に規定する管理区域内若しくは電離放射線障害防止規則（昭和４７年労働省令第４１号）第３条第１項に規定する管理区域内において行う同令第２条第３項に規定する放射線業務、これらの管理区域に一時的に立ち入る作業又は同令第７条第１項に規定する緊急作業

２ 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した月１月につき７，０００円とする。

（夜間看護等手当）

第２７条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- （１）看護師、准看護師若しくは介護福祉士が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後１０時後翌日の午前５時前の間をいう。）において行われる看護及び介護等の業務に従事したとき。
- （２）研究職給料表又は医療職給料表の適用を受ける職員のうち、救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため集中治療室等に入院している患者をいう。次項において同じ。）に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた職員が、待機を命ぜられた期間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、所定の勤務時間以外の時間において１時間以上手術等の業務に従事したとき。

２ 前項第１号の手当の額は、勤務１回につき、次の各号に掲げる額とする。

- （１）深夜における勤務時間が４時間以上である場合 ３，５５０円
- （２）深夜における勤務時間が２時間以上４時間未満である場合 ３，１００円
- （３）深夜における勤務時間が２時間未満である場合 ２，１５０円

３ 第１項第２号の手当の額は、勤務１回につき １，７００円とする。

（救急診療待機手当）

第２７条の２ 救急診療待機手当は次の場合に支給する。

- （１）循環器・脳脊髄センターにおいて、年間を通じ恒常的に発生が見込まれる脳・循環器疾患の急患対応又は手術業務に従事するため、所定の勤務時間外に待機命令を受けた医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士及び臨床検査技師に支給する。
- （２）リハビリテーション・精神医療センターにおいて、年間を通じ恒常的に発生が見込まれる精神科救急業務又は入院患者の病状の急変等に伴う検査業務に従事するため、所定の勤務時間外に待機命令を受けた精神保健指定医及び診療放射線技師に支給する。

２ 前項に掲げる手当の額は、待機１回につき、次の各号に掲げる額とする。

- （１）８時３０分から１７時１５分までの待機命令 １，２００円
- （２）１７時１５分から８時３０分までの待機命令 １，２００円
- （３）８時３０分から翌８時３０分までの待機命令 ２，４００円

３ 待機命令を受けた職員がやむを得ない理由により他の者に待機を交代した場合、それぞれの待機時間（３０分未満は切り捨て、３０分以上１時間未満は１時間とする。）に応じて、前号各号に規定する額を案分した額（５０銭未満は切り捨て、５０銭以上１円未満は１円とする。）を、当初に命令を受けた待機者及び交替後の待機者にそれぞれ支給する。

（夜間等特別巡回診療手当）

第27条の3 医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、リハビリテーション・精神医療センター病院長の指定する者が、次の各号に掲げる夜間及び休日等の所定の勤務時間外に、重篤な入院患者の様態確認のため巡回診療した場合、夜間等特別巡回診療手当を支給する。

- 一 就業規則第12条第1項に規定する終業の時刻から始業の時刻までの間
- 二 就業規則第18条第1項各号に規定する休日及び就業規則第19条に規定する週休日それぞれの日における就業規則第12条第1項に規定する始業の時刻から終業までの間

2 夜間等特別巡回診療手当の額は、30,000円とする。

（日深勤務特別手当）

第27条の4 日深勤務特別手当は、リハビリテーション・精神医療センターに勤務する職員が、就業規則第14条に規定するシフト勤務で日勤に続き深夜勤に従事する場合で、高速自動車道を利用した出勤が理事長が別に定める基準に照らして労働環境の改善に相当程度資するものであると認められる職員（高速自動車道を利用する距離が15キロメートル未満であるものを除く。）に支給する。

- 2 前項の手当の額は、原則として日勤に続き深夜勤に従事したときの出勤時に係る高速料金の実費額とする。
- 3 前2項の規定は、第22条第3項又は同条第4項の規定による通勤手当を支給される者には適用しない。
- 4 その他日深勤務特別手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（救急患者対応手当）

第27条の5 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が、就業規則第12条第1項に規定する終業の時刻から始業の時刻まで、就業規則第18条第1項各号に規定する休日及び就業規則第19条に規定する週休日において、救急の外来患者に対応した場合、救急患者対応手当を支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

（1）リハビリテーション・精神医療センターにおける精神科救急の外来患者（入院の場合）1人につき 7,000円

（2）リハビリテーション・精神医療センターにおける精神科救急の外来患者（入院以外の場合）1人につき 3,000円

（3）その他救急の外来患者（入院の場合）1人につき 4,000円

（応援診療手当）

第27条の6 応援診療手当は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員が通常勤務するセンター以外の法人内の他のセンターの応援診療業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる応援診療業務1回につき各号に定めるとおりとする。

（1）通常勤務するセンター以外の法人内の他のセンターにおいて行うもの 50,000円

（2）前号以外の画像診断業務 1,500円

3 前2項に規定するもののほか、応援診療手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(防疫等業務手当)

第27条の7 防疫等業務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の身体に接触して又は患者等に接して行う業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う業務その他理事長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

3 入院している患者等の身体に接触して又は患者等に接して行う業務に従事したときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を同項の規定による額に加算した額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員は1日当たり 20,400円

(2) 医療職給料表(2)、医療職給料表(4)、医療職給料表(5)及び研究職給料表の適用を受ける職員は1日当たり 18,000円

(3) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員は1勤務当たり 18,000円

(4) 前2号以外の職員は1日当たり 15,000円

(コロナワクチン接種業務手当)

第27条の8 コロナワクチン接種業務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務（センター内に場所を確保し特別な体制のもとに行う業務に限る）に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。ただし、当該業務に従事した時間が4時間を超える勤務にあっては、その額に100分の200を乗じて得た額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 12,000円

(2) 医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、医療職給料表(4)、医療職給料表(5)及び研究職給料表の適用を受ける職員 6,000円

(3) 前2号以外の職員 4,000円

(深夜集中治療室巡視手当)

第27条の9 深夜集中治療室巡視手当は、循環器・脳脊髄センターに勤務する医療職給料表(1)の適用を受ける職員が、午後10時から翌日の午前5時までの間に、集中治療室における定時的巡視を伴う就業規則第24条に規定する勤務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、就業規則第24条に規定する勤務1回につき25,000円とする。

(解剖補助作業手当)

第28条 解剖補助作業手当は、循環器・脳脊髄センターに勤務する職員（医療職給料表(1)の適用を受ける者を除く。）が死体の解剖の補助作業に直接従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、死体1体につき620円とする。

(手術補助作業手当)

第29条 手術補助作業手当は、循環器・脳脊髄センターに勤務する職員（医療職給料表（1）の適用を受ける者を除く。）が手術の補助作業に直接従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき280円とする。

(航空手当)

第30条 航空手当は、職員が、回転翼航空機に搭乗し、救急医療業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき1,900円とする。

3 航空手当を支給される搭乗時間のうち、夜間（日没時から日出時までの間をいう。）の飛行がある場合、1時間につき前項の規定による額にその100分の30に相当する額を加算する。

(救急自動車運転手当)

第31条 循環器・脳脊髄センターに勤務する技能職給料表の適用を受ける職員で、運転業務に従事するものが救急自動車を運転し、救急医療の補助業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき330円とする。

(災害時派遣手当)

第31条の2 災害時派遣手当は、職員が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害発生時（これに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含む。）の医療・救護活動に従事した場合に支給する。

2 災害時派遣手当の額は、前項に規定する業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 20,400円

(2) 医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、医療職給料表(4)、医療職給料表(5)及び研究職給料表の適用を受ける職員 18,000円

(3) 前2号以外の職員 15,000円

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する業務への従事に対し他の団体から相応の手当等が別に支給される場合は支給しない。ただし、その支給される額が前項の規定による額に満たない場合はその差額に相当する額を支給額とする。

(産業医手当)

第31条の3 産業医手当は、地方独立行政法人秋田県立病院機構安全衛生管理規程第12条に規定する産業医に選任された職員に支給する。

2 産業医手当の月額、10,000円とする。

(新興感染症看護手当)

第31条の4 医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、循環器・脳脊髄センターに勤務する者に新興感染症看護手当を支給する。

2 新興感染症看護手当の額は、月額12,000円(再雇用職員にあっては、12,000円に就業規則第52条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第11条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、新興感染症看護手当は支給することができない。

(給与の減額)

第32条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第33条 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、理事長が定めるところによりあらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間(以下「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く)に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 所定の勤務時間外に勤務を命じられ、所定の勤務時間外にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 就業規則第19条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給にかかる時間に対しては、当該時間1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日午前

5 時までの間にある場合には、100分の75)から第33条第1項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 再雇用職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

6 再雇用職員が、就業規則第19条第3項の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、第2項の規定は適用しない。

(休日勤務手当)

第34条 就業規則第18条第1項第二号及び第三号に規定する休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第35条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第36条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。また、その勤務が行われる時間が、勤務が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日で退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、当該各号に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 病院における入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務 30,000円

(2) リハビリテーション・精神医療センターにおける看護業務の管理又は監督の業務を主として行う宿日直勤務 6,900円

3 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第37条 第17条第1項に規定する職員が、臨時又は緊急の必要その他の理由により休日等に勤務した場合又は所定の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために1時間以上手術等の業務に従事した場合及び業務の都合上特別に勤務を割り振りされた場合、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給す

る。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる管理職手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし当該勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

- (1) 別表第12の規定による区分が1種 12,000円
- (2) 別表第12の規定による区分が2種 10,000円
- (3) 別表第12の規定による区分が3種 8,000円
- (4) 別表第12の規定による区分が4種及び5種 6,000円
- (5) 別表第12の規定による区分が6種及び7種 4,000円

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、医療職給料表(1)の適用を受ける職員が、休日等又は所定の勤務時間以外の時間において手術業務に従事し、当該休日等又は所定の勤務時間以外の時間における従事時間が2時間を超えることとなる場合は、その超えることとなる時間1時間につき、4,000円を支給する。なお、その超えることとなる時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間とする。

4 第1項から前項までの規定にかかわらず、医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、第17条第1項に規定する職員が就業規則第12条第1項に規定する終業の時刻から始業の時刻まで、就業規則第18条第1項各号に規定する休日及び就業規則第19条に規定する週休日において就業規則第12条第1項に規定する始業の時刻から終業の時刻まで、業務の都合上診療行為を行うために特別に勤務した場合は、勤務1回につき、次の額の管理職特別勤務手当を支給する。 30,000円

(特定の職員についての適用除外)

第38条 第8条第2項から第11項まで、第9条から第13条まで、第17条から第21条まで、第23条、第31条の3、第37条及び第44条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第38条の2 勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額合計額を1箇月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- (1) 給料
- (2) 役職手当
- (3) 初任給調整手当
- (4) 地域手当(給料の月額に対するものに限る。)
- (5) 特殊勤務手当(その額が月額で定められているものに限る。)
- (6) 新興感染症看護手当
- (7) 寒冷地手当

2 前項の1箇月の平均所定労働時間数は、当該年度の総日数から、当該期間中における休日等の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。

3 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務時間の計算)

第39条 第32条に規定する給与の減額の基礎となる勤務しない時間数並びに第33条から第35条までに規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間における全時間数(時間外勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数)とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、給与の減額については当該全時間又は端数を切り捨て、その他のものについては当該全時間又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第42条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第42条においてこれらの日を「支給日」(これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(第45条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。第43条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別表第15で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮し、同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員(第17条第2項の

規定による管理職手当の区分が一種又は二種の職を占める職員。以下「管理監督職員」という。) にあっては、その額に給料月額 $\times 100$ 分の25を超えない範囲で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当の不支給)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第79条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第53条第2項の規定により解雇された職員(同項第3号に該当して解雇された職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第42条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、理事長に対し、取消しの理由を明示した書面で、その取消しを申し立てる

ことができる。

- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

- 第43条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ第40条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第53条第2項第2号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合（第4項において「期間率」という。）に職員の勤務成績による割合（第5項において「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
 - 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第16に定め

る割合とする。

5 成績率は理事長が定めるものとする。

6 第40条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第43条第3項」と読み替えるものとする。

7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは「第43条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第43条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第44条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次項において「基準日」という。）において秋田県内に在勤する職員（理事長が別に定める職員を除く。）に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
17,800円	10,200円	7,360円

3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（休職者の給与）

第45条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

2 職員が、結核性疾患にかかり同規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が、前2項以外の心身の故障により同規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が、同規則第42条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が同規則第42条第1項第3号及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは、「第45条第6項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第46条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(補則)

第47条 この規程に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(法人移行職員に係る給料の決定)

- 2 地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項及び地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例（平成21年秋田県条例第27号）第1条の規定により秋田県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表
研究職給料表	研究職給料表
医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
医療職給料表（2）	医療職給料表（2）
医療職給料表（3）	医療職給料表（3）
現業職給料表	技能職給料表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前

日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

4 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第6項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条から第12条の規定により当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とし、次の各号に掲げる手当についても給料の月額と同様にして得た額とする。

- 一 給料の調整額
- 二 管理職手当
- 三 管理職員特別勤務手当

5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 法人に任期を付して採用された職員
- 二 再雇用職員
- 三 医療職給料表（1）の適用を受ける職員
- 四 就業規則第41条の7第1項第一号又は第二号の規定（同条第2項の規定により異動期間が延長された場合を含む。）により勤務している職員

6 就業規則第41条の5第1項本文に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第8項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第6項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長の定めるところに

より、同項及び附則第7項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 9 附則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第16条第3項、同条第4項、第20条第2項及び第40条第5項（第43条第6項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第16条第3項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第6項又は第8項の規定による給料の額（以下「差額相当額」という。）との合計額」と、同条第4項、第20条第2項及び第40条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額の合計額」とする。

- 10 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第4項の規定による給料月額、附則第6項の規定による給料その他附則第4項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成21年6月10日改正）

- 1 この規程は、平成21年6月10日から施行する。（平成21年6月支給の期末・勤勉手当の凍結）
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程の規定は、平成21年6月1日から適用する。
- 3 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規程に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当への取扱については、今後の経済情勢の変化を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

この規程による改正後の地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程の一部を改正する規定（以下この表において「改正後の規定」という。）附則第4項の規定による読替え前の改正後の規定第40条第2項	改正後の規程附則第4項の規定による読替え後の改正後の規程第40条第2項
改正後の規程附則第4項の規定による読替え前の改正前の規程第43条第2項	改正後の規程附則第4項の規定による読替え後の改正後の規程第43条第2項

附 則（平成21年9月9日改正）

この規程は、平成21年9月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。（宿日直手当の引き上げ）

附 則（平成21年11月25日改正）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。（自宅居住者の住居手当廃止、12月に支給する期末手当の支給割合の引き下げ、12月以降に支給する期勤勉手当の削減、若年層及び医師を除く給料月額の引き下げ）ただし、改正規程第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。（期末手当の支給割合、特定幹部職員の勤勉手当の支給割合）

附 則（平成22年1月13日改正）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。（救急診療待機手当の新設）

附 則（平成２２年２月１０日改正）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。（介護福祉士給料表新設）

附 則（平成２２年３月２９日改正）

１ この規程は、平成２２年４月１日から施行する。（通勤手当の特別急行料金等の全額支給、時間外勤務手当支給割合の引き上げ）

（通勤手当に関する経過措置）

２ この規程の施行の際現に職員である者（この規程の施行前から引き続き職員である者に限る。）のうち、この規程による改正後の職員給与規程第２２条第３項の規定により支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて通勤手当を支給する。

附 則（平成２２年３月２９日改正）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。（事務職員管理職定手の２％引き下げ、夜間等特別巡回診療手当の新設）ただし、第１５条の規定は平成２２年３月１日から適用する。（職員死亡時の給料支給方法）

附 則（平成２２年１１月２６日改正）

この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。（１２月に支給する期末手当の支給割合の引き下げ、医師を除く中高年齢層の給与月額引き下げ、５５歳を超える職員の給料月額の減額）ただし、第２７条の４の規定（日深勤務特別手当の新設）は平成２３年２月１日から適用する。

附 則（平成２３年２月９日改正）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。（管理監督の地位にある職員に対する夜間看護等手当の支給額の増額）

附 則（平成２３年３月９日改正）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。（リハセン組織改正に伴う改正（別表第１２関係））

附 則（平成２３年５月１１日改正）

この規程は、平成２３年５月１１日から施行し、平成２３年３月１１日から適用する。（災害時派遣手当の新設）

附 則（平成２３年８月１０日改正）

この規程は、平成２３年８月１０日から施行する。（給料調整の対象にリハセン介護福祉士を追加）

附 則（平成２３年１１月３０日改正）

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する（12月に支給する期末手当の支給割合の引き上げ、医師を除く中高年齢層の給与月額引き下げ）。ただし改正規程第2条の規定は平成24年4月1日から施行する（期末手当の支給割合）。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下この項において「職員給与規程」という。）附則第10項の規定により読み替えられた第1条の規定による改正後の職員給与規程第40条第2項から第5項まで（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員育児・介護休業規程第34条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第45条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第2項（同規程附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1）平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（附則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職給料表（1）の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この号において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（規程第23条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.39を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数（同年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
事務職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
研究職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から36号給まで

	5 級	1 号給から 1 6 号給まで
医療職給料表（2）	1 級	1 号給から 8 5 号給まで
	2 級	1 号給から 8 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 8 号給まで
	4 級	1 号給から 5 6 号給まで
	5 級	1 号給から 4 0 号給まで
	6 級	1 号給から 2 4 号給まで
	7 級	1 号給から 8 号給まで
医療職給料表（3）	1 級	1 号給から 1 0 8 号給まで
	2 級	1 号給から 9 2 号給まで
	3 級	1 号給から 6 8 号給まで
	4 級	1 号給から 5 6 号給まで
	5 級	1 号給から 4 0 号給まで
	6 級	1 号給から 2 0 号給まで
医療職給料表（4）	1 級	1 号給から 1 0 4 号給まで
	2 級	1 号給から 8 0 号給まで
	3 級	1 号給から 5 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
技能職給料表	1 級	1 号給から 1 2 1 号給まで
	2 級	1 号給から 8 4 号給まで
	3 級	1 号給から 7 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 3 2 号給まで
	6 級	1 号給から 2 0 号給まで

（2）平成 2 3 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0. 3 9 を乗じて得た額

附 則（平成 2 4 年 3 月 1 4 日改正）

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。（リハセン及び脳研の組織改正に伴う改正（別表第 1 1 及び別表第 1 2 関係））

附 則（平成 2 4 年 4 月 1 8 日改正）

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。（6 年制大学を卒業した薬剤師の初任給の制定及び昇格時号給対応表の改正（別表第 7、第 8 及び第 1 0 関係））

附 則（平成 2 4 年 9 月 1 9 日改正）

この規程は、平成２４年１０月１日から施行する。（救急診療待機手当の支給対象職種の改正）

附 則（平成２４年１０月３１日改正）

- １ この規程は、平成２４年１１月１日から施行する。（県の緊急的経済・雇用対策に資するための一定期間の給料月額減額措置）
（経過措置）
- ２ 附則第８項の規定の適用を受ける職員に係るこの規定による改正後の職員給与規定附則第１４項の規定の適用については、同項中「第３項の」とあるのは、「第３項並びに附則第８項の」とする。

附 則（平成２５年１月１６日改正）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する（昇格時号給対応表の改正）。ただし改正規程第２条の規定は平成２５年１月１６日から施行し、平成２４年１１月１日から適用する。

附 則（平成２５年３月１３日改正）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。（管理職員の所定外労働に対する手当支給対象の拡大）

附 則（平成２５年７月３１日改正）

- １ この規程は、平成２５年８月１日から施行する。（県派遣職員の一定期間の給料月額減額措置）
（経過措置）
- ２ 附則第８項の規定の適用を受ける職員に係るこの規定による改正後の職員給与規程附則第１５項の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「前項並びに附則第８項」と、「（同項）」とあるのは「（前項）」とする。

附 則（平成２６年３月２６日改正）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。（管理職手当に技師長等を追加、役職手当の新設、５５歳を超える職員の昇給停止、通勤手当の特別料金等加算における人事異動要件の撤廃、期末・勤勉手当の支給割合の引き下げ、給与構造改革における現給保障の段階的廃止、職員の給料月額減額措置の終了、組織改正に伴う別表第５、第１１及び第１２の改正）

附 則（平成２６年１１月２６日改正）

この規程は、平成２６年１２月１日から施行する。ただし、改正規程第１条中別表第１４の規定は平成２７年１月１日から、改正規程第１条中第３８条の規定、附則第４項の規定及び改正規程第２条の規定は平成２７年４月１日から適用する。（勤務１時間当たり給与の算定基礎に新たな月額手当を追加、勤勉手当支給割合の引き上げ、通勤手当支給限度額等の引き上げ）

附 則（平成２７年３月２５日改正）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。（救急診療待機手当の支給対象に循環器疾患に係る急患対応を加えるとともに支給対象職種として臨床検査技師を加える。）

附 則（平成２７年１２月２５日改正）

- １ この規程は、平成２７年１２月２５日から施行する。（①初任給及び若年層の給料月額引き上げ、１２月支給勤勉手当・給料の調整額の調整基本額・初任給調整手当の引き上げ等、②世代間の給与配分の見直しを踏まえた給料表の改定、勤勉手当・地域手当の支給割合の改定、単身赴任手当の引き上げ等）

ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （１）第２条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第４３条第２項の改正規定（同項第１号中「附則第２項第４号」を「附則第３項第４号」に改める部分を除く。）及び附則第５項の改正規定（「附則第２項」を「附則第３項」に改め、同項を附則第６項とする部分を除く。）、附則第４項から第１０項まで、附則第１２項の規定 平成２８年１月１日

- （２）第２条（前号に掲げる規定を除く。）の規定 平成２８年４月１日

- ２ 第１条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）別表第１から別表第４まで、別表第１０、別表第１１の２及び別表第１３の規定は平成２７年４月１日から、改正後の給与規程第４３条第２項及び附則第５項の規定は同年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

- ３ 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- ４ 平成２８年１月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替日における給料の切替えに伴う経過措置）

- ５ 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成３０年１２月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に１００分の９９を乗じて得た額）を給料として支給する。

- ６ 切替日の前日に第２条による改正前の給与規程附則第８項から第１１項までの規定による給料（以下「平成１８年改正給料」という。）を受けていた職員で、その者の受ける給料月額（第２条の規定による改正後の給与規程附則第３項の規定により給与が減ぜられている職員にあっては、同項の規定による減額後の給料月額）が同日において受けていた給料月額（同条の規定による改正前の給与規程附則第２項の規定により給与が減ぜられている職員にあっては、同項の規定による減額後の給料月額）と平成１８年改正給料との合計額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、前項の規定にかかわらず、切替日から平成２８年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給す

る。

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、これらの規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 9 附則第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与規程第40条第4項（給与規程第43条第6項において準用する場合及び育児・介護休業規程（平成21年4月1日地方独立行政法人秋田県立病院機構規程第6号）第34条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第40条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年地方独立行政法人秋田県立病院機構規程第12号）附則第5項から第8項までの規定による給料の額（以下「差額相当額」という。）との合計額」とする。

（経過措置）

- 10 切替日から平成28年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与規程第20条第2項に定める域手当の支給割合は、100分の15.5とする。
- 11 平成27年4月1日から平成27年12月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職調整等における号給の調整以外の事由によりその号給に異動のあった職員のうち、改正後の給与規程に定める号給がこの規程による改正前の給与規程に定める号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の給与規程の規定にかかわらず、改正前の給与規程の規定による号給とするものとする。
- 12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年3月23日改正）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の規程別表第10及び別表第13については平成28年1月1日から施行する。（夜間看護等手当の見直し、救急患者対応手当の創設、管理職員特別勤務手当の支給基準の見直し等、給与制度の総合的見直しによる初任給調整手当、昇格時号給対応表の改正）

（経過措置）

- 2 平成28年1月1日から同年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程別表第10を適用する場合の号給がこの規程による改正前の規程別表第10を適用する場合の号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成２８年５月１８日改正）

- １ この規程は、平成２８年５月１８日から施行する。ただし、この規程による改正後の規程別表第１５については、平成２８年４月１日から施行する。（期末勤勉手当基礎額の加算割合の改正等（別表第１５関係）（経過措置））
- ２ 平成２８年３月３１日時点において、改正後の規程別表第１５を適用する場合の加算割合がこの規程による改正前の規程別表第１５を適用する場合の加算割合に達しない職員の当該適用又は異動の日における加算割合については、改正後の規程の規定に関わらず、改正前の規程の規定による加算割合とするものとする。
- ３ 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成２８年１１月３０日改正）

- １ この規程は、平成２８年１２月１日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。
- ２ 第２条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程第４３条第２項の改正規定及び附則第６項）の改正規定 平成２９年４月１日

附 則（平成２９年１月１８日改正）

- １ この規程は、平成２９年１月１８日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
第２条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第１９条の改正規定 平成２９年４月１日
- ２ 第１条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）別表第１から別表第４まで、別表第１０、及び別表第１３の規定は平成２８年４月１日から適用する。（給与の内払）
- ３ 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。
（令和２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）
- ４ 平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間における第２条の規定による改正後の給与規程（以下「第２条改正後の給与規程」という。）第１９条第１項ただし書及び第１９条第７項第３号から第６号までの規定は適用しない。
- ５ 平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間における第２条改正後の給与規程第１９条第１項ただし書並びに第１９条第７項第３号及び第５号の規定は適用しない。
- ６ 前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成２９年１１月１５日改正）

- １ この規程は、平成２９年１２月１日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該号に定める日

から施行する。

- 2 第2条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程第43条第2項の改正規定及び附則第5項）
の改正規定 平成30年4月1日

附 則（平成30年11月28日改正）

この規程は、平成30年11月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。（管理監督職員の
所定外労働に対する手当支給基準の見直し）

附 則（平成30年12月25日改正）

- 1 この規程は、平成30年12月25日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該号に定める
日から施行する。

（1）第2条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第40条第1
項の改正規定、同条第2項の改正規程（「及び附則第5項」を削る部分に限る。）及び同条第3項の改正
規定並びに第43条第1項の改正規程及び同条第2項の改正規程（「及び附則第2項第4号」を削る部分
に限る。）及び第3条（地方独立行政法人秋田県立病院機構育児・介護休業規程）並びに附則第4項

平成31年1月1日

（2）第2条（前号に掲げる規定を除く。）の規定 平成31年4月1日

- 2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）別
表第1から別表第4まで、別表第10及び別表第13の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与規
程第43条第2項及び附則第5項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程に基づいて
支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。
- 4 前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成31年2月20日改正）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。（①脳血管研究センターの病院名称及び所属長職の変更、
②研究所長及びセンター長の職の設置に伴い管理職手当を支給する職及び区分の規定について整理）

附 則（平成31年3月13日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。（①リハビリテーション・精神医療センターの組織改正及
び所属長職の名称変更に伴う関係規定の整理、②夜間看護等手当の見直し、標準職務、給料の調整に係る適
用区分、管理職手当を支給する職及び区分について改める）ただし、改正規程第3条中第27条の規定は平
成31年3月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年8月22日改正）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。（応援診療手当の新設）

附 則（令和元年１２月１９日改正）

（施行期日等）

- １ この規程は、令和２年１月１日から施行する。（①令和元年１２月に支給する勤勉手当の支給割合を引き上げ、②給料月額引き上げ、③昇格時号給対応表の改定、④初任給調整手当の引き上げ）ただし、第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。（①勤務１時間当たりの給与額を算定する給与の基礎に寒冷地手当を追加、②令和２年６月以降に支給する勤勉手当の支給割合を引き下げ）
- ２ 第１条の規定による改正後の地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第１から別表第４まで、別表第７、別表第１０及び別表第１３の規定は平成３１年４月１日から、第１条の規定による改正後の給与規程第４３条第２項の規定は令和元年１２月１日から適用する。
（給与の内払）
- ３ 第１条の規定による改正後の給与規程を適用する場合には、第１条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（令和２年３月１２日改正）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。（①対象職員に再雇用職員及び臨時的代替職員を追加、②再雇用職員に支給する給料及び手当を追加）

附 則（令和２年４月１６日改正）

この規程は、令和２年４月１６日から施行し、令和２年４月１日から適用する。（救急診療待機手当の支給対象に入院患者の病状の急変等に伴う検査業務を加えるとともに支給対象職種として診療放射線技師を加える。）

附 則（令和２年５月２９日改正）

（施行期日）

- １ この規程は、令和２年６月１日から施行する。（公認心理師、社会福祉士及び精神保健福祉士に適用する医療職給料表（５）を新設）
（医療職給料表（５）適用職員の給料表の切替え）
- ２ この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において事務職給料表の適用を受けていた職員のうち、公認心理師、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する者については、施行日において医療職給料表（５）を適用するものとする。
- ３ 施行日の前日において事務職給料表の適用を受けていた職員のうち、施行日において医療職給料表（５）の適用を受けることとなる職員の給料表の職務の級及び号給は、施行日の前日に受けていた事務職給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

附 則（令和２年７月２０日改正）

この規程は、令和２年７月２０日から施行し、令和２年２月８日から適用する。（災害時派遣手当の支給要

件である「災害救助法の適用を受ける災害発生時」に「これに準ずるものとして理事長が別に定めるものを
含む。」を加える。)

附 則（令和２年１０月２６日改正）

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。（本部の組織改正に伴う標準的な職務、管理職手当を支給
する職及び区分、管理職手当の支給額、役職手当を支給する職及び支給額、期末手当の加算を受ける職員に
ついて改める。）

附 則（令和３年１月２１日改正）

この規程は、令和３年１月２１日から施行し、令和２年２月８日から適用する。（防疫等業務手当の新設）

附 則（令和３年９月１６日改正）

この規程は、令和３年９月１６日から施行し、次のとおり適用する。

令和３年４月２１日（コロナワクチン接種業務手当の新設）

令和３年８月２３日（防疫等業務手当の拡充）

附 則（令和４年３月１１日改正）

この規程は、令和４年３月１４日から施行し、令和４年２月１日から適用する。（新興感染症看護手当の新
設等）

附 則（令和４年９月１５日改正）

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。（新興感染症看護手当の額の改正）

附 則（令和４年１２月１５日改正）

（施行期日）

１ この規程は、令和５年１月１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。（給料月額引き上げ及び
昇格時号給対応表の改正）

（給与の内払）

２ 第１条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の規程」という。）を適用する場合には、第１条の
規定による改正前の給与規程（以下「改正前の規程」という。）に基づいて支給された給与は、それぞれ改
正後の給与規程による給与の内払とみなす。

（経過措置）

３ 令和４年４月１日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けること
となった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった
職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない職員の当該適用
又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号
給とするものとする。

- 4 この規定の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和5年3月16日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。（①定年延長に伴う改正、②画像診断業務にかかる応援診療手当の創設、③深夜集中治療室巡視手当の創設、④宿日直手当、夜間等特別巡回診療手当及び管理職員特別勤務手当の見直し、⑤その他所要の規定の整理）

附 則（令和5年4月20日改正）

- 1 この規程は、令和5年4月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。（①初任給基準号数の引き上げ、②再雇用職員に適用する給料の調整基本額別表の新設、③定年引き上げに伴う給料7割措置に給料の調整額、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を追加）
（初任給基準号数の引き上げに関する経過措置）
- 2 この規程の第1条による改正後の職員給与規程（以下この項から第4項において「改正後の規程」という。）第8条第5項及び第6項の規定により号給を調整されることとなる職員であって、この規程の適用の日（次項から第4項において「適用日」という。）前から引き続き在職する職員との均衡上特に必要があると認められるものの号給については、改正後の規程第8条第5項及び第6項の規定にかかわらず、理事長が別に定める号給とする。
- 3 適用日前から引き続き在職する職員であって、適用日以後に採用された職員との均衡上特に必要があると認められるものの号給について、理事長は必要な調整を行うことができる。
（給料の調整額に関する経過措置）
- 4 適用日の前日に再雇用職員として勤務し、引き続いて法人に雇用された再雇用職員及び適用日の前日に定年退職した再雇用職員に適用する調整基本額は、改正後の規程第16条の規定にかかわらず、この規程の第1条による改正前の職員給与規程の規定によるものとする。

附 則（令和5年6月22日改正）

この規程は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。（再雇用職員に適用する給料の調整基本額に係る経過措置適用対象に令和5年3月31日定年退職した再雇用職員を追加）

別表第1 事務職給料表

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,181	196,946	233,213	266,155	291,843	321,562	365,585	411,119	461,792
	2	148,289	198,760	234,824	267,968	294,060	323,778	368,204	413,537	464,915
	3	149,498	200,573	236,336	269,781	296,175	326,095	370,622	416,056	467,937
	4	150,606	202,386	237,947	271,897	298,190	328,311	373,241	418,473	470,959
	5	151,714	203,897	239,358	273,609	300,104	330,527	375,155	420,388	473,981
	6	152,822	205,711	241,070	275,423	302,220	332,542	377,674	422,705	477,003
	7	153,930	207,524	242,581	277,236	304,436	334,759	379,991	424,820	480,026
	8	155,038	209,337	244,193	279,251	306,451	336,975	382,509	427,036	483,149
	9	156,046	210,949	245,301	281,266	308,365	338,889	384,927	429,051	485,869
	10	157,456	212,762	246,813	283,280	310,682	341,105	387,647	431,167	488,991
	11	158,766	214,576	248,424	285,194	312,898	343,120	390,266	433,282	492,014
	12	160,075	216,389	249,734	287,109	315,215	345,336	392,986	435,398	495,137
	13	161,284	217,799	251,245	289,123	317,331	347,150	395,404	437,110	497,857
	14	162,795	219,613	252,655	291,037	319,446	349,164	397,721	438,924	500,174
	15	164,306	221,325	253,965	292,951	321,662	351,179	399,937	440,938	502,491
	16	165,918	223,139	255,375	294,765	323,778	353,194	402,355	442,953	504,808
	17	167,127	224,851	256,887	296,578	325,692	354,907	404,168	444,867	506,923
	18	168,638	226,564	258,398	298,593	327,707	356,921	406,183	446,681	508,334
	19	170,149	228,176	260,110	300,708	329,722	358,735	408,097	448,494	509,845
	20	171,660	229,787	261,924	302,723	331,736	360,649	409,911	450,207	511,255
	21	172,970	231,198	263,535	304,637	333,449	362,563	411,825	452,020	512,464
	22	175,690	232,910	265,248	306,753	335,564	364,477	413,638	453,531	513,874
	23	178,309	234,522	266,860	308,768	337,579	366,492	415,451	454,941	515,385
	24	180,929	236,134	268,472	310,883	339,695	368,406	417,365	456,452	516,896
	25	183,548	237,141	270,386	312,596	341,105	370,420	419,179	457,863	518,005
	26	185,260	238,653	272,199	314,711	343,019	372,335	420,690	459,172	519,113
	27	186,872	240,063	273,912	316,726	344,933	374,349	422,201	460,482	520,322
	28	188,585	241,272	275,624	318,741	346,847	376,364	423,813	461,691	521,530
	29	190,096	242,481	277,337	320,453	348,459	377,875	425,425	462,698	522,538
	30	191,808	243,690	279,049	322,468	350,373	379,689	426,734	463,404	523,445
	31	193,622	244,697	280,863	324,584	352,287	381,502	428,044	464,209	524,351
	32	195,334	245,906	282,374	326,699	354,101	383,114	429,253	464,915	525,258
	33	196,946	247,215	283,885	327,908	356,015	384,927	430,462	465,620	526,064
	34	198,357	248,223	285,799	329,923	357,828	386,337	431,771	466,426	526,970
	35	199,868	249,432	287,612	331,837	359,641	387,849	433,081	467,131	527,676
	36	201,379	250,741	289,526	333,953	361,354	389,460	434,290	467,735	528,179
	37	202,688	251,648	291,138	335,867	362,764	390,871	435,499	468,239	528,885
	38	203,998	252,958	292,851	337,781	364,074	392,080	436,304	468,843	529,489
	39	205,207	254,167	294,664	339,796	365,484	393,288	437,110	469,448	530,295
	40	206,517	255,476	296,477	341,710	366,895	394,397	437,916	470,052	530,899
	41	207,826	256,887	297,988	343,624	368,204	395,505	438,521	470,556	531,403
	42	209,136	258,297	299,701	345,538	369,111	396,714	439,226	471,060	
	43	210,445	259,506	301,212	347,351	370,219	397,923	439,931	471,463	
	44	211,755	260,715	302,824	349,265	371,327	399,031	440,636	471,765	

別表第1 事務職給料表

職員の 区分	職 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員 以外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
45		212,863	261,924	304,436	350,776	372,133	399,736	441,442	472,067	
46		214,173	263,132	306,148	352,187	373,040	400,441	442,248		
47		215,482	264,442	307,760	353,698	373,946	401,146	442,651		
48		216,792	265,550	309,473	355,209	374,853	401,851	443,356		
49		217,900	266,658	310,379	356,821	375,760	402,456	443,860		
50		219,008	267,766	311,891	357,627	376,566	403,060	444,263		
51		220,016	269,076	313,402	358,835	377,372	403,564	444,666		
52		221,124	270,386	315,013	359,843	378,177	403,967	445,069		
53		222,232	271,393	316,625	360,749	378,883	404,370	445,472		
54		223,239	272,501	318,237	361,858	379,588	404,672	445,875		
55		224,146	273,811	319,849	362,764	380,293	404,974	446,278		
56		225,153	275,120	321,360	363,872	380,998	405,277	446,580		
57		225,456	276,027	322,871	364,779	381,502	405,579	446,882		
58		226,262	277,035	324,080	365,484	382,106	405,881	447,285		
59		227,067	277,941	325,289	366,189	382,711	406,183	447,587		
60		227,773	279,049	326,498	366,895	383,416	406,485	447,890		
61		228,478	280,157	327,203	367,298	383,819	406,788	448,192		
62		229,485	281,165	328,110	367,902	384,524	407,090			
63		230,291	282,072	328,916	368,607	385,129	407,392			
64		231,097	283,079	329,722	369,312	385,733	407,694			
65		231,802	283,583	330,628	369,615	386,136	407,997			
66		232,507	284,489	331,031	370,320	386,740	408,299			
67		233,414	285,194	331,736	371,025	387,345	408,601			
68		234,421	286,101	332,542	371,730	387,949	408,903			
69		235,127	287,109	333,348	372,032	388,352	409,105			
70		235,731	287,914	334,053	372,637	388,856	409,407			
71		236,235	288,720	334,759	373,342	389,360	409,709			
72		236,940	289,526	335,464	373,946	389,964	410,011			
73		237,746	290,332	335,967	374,249	390,266	410,213			
74		238,350	290,836	336,572	374,853	390,669	410,515			
75		238,955	291,239	337,076	375,558	391,072	410,817			
76		239,458	291,743	337,680	376,163	391,475	411,019			
77		240,164	291,944	337,982	376,566	391,777	411,220			
78		240,869	292,246	338,486	377,069	392,080	411,522			
79		241,574	292,448	338,889	377,674	392,382	411,825			
80		242,078	292,851	339,393	378,177	392,684	412,026			
81		242,581	293,052	339,796	378,681	392,886	412,228			
82		243,287	293,254	340,299	379,286	393,188	412,530			
83		243,992	293,657	340,803	379,789	393,490	412,832			
84		244,697	293,959	341,307	380,092	393,691	413,034			
85		245,301	294,261	341,609	380,494	393,893	413,235			
86		246,007	294,563	342,012	380,998	394,195				
87		246,712	294,865	342,516	381,401	394,497				
88		247,417	295,268	342,918	381,804	394,699				

別表第1 事務職給料表

職員の 区分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	247,921	295,571	343,221	382,207	394,900				
	90	248,424	295,974	343,624	382,711	395,203				
	91	248,727	296,276	344,127	383,114	395,505				
	92	249,130	296,679	344,530	383,517	395,706				
	93	249,432	296,880	344,732	383,819	395,908				
	94		297,082	345,135						
	95		297,384	345,638						
	96		297,787	346,041						
	97		297,988	346,243						
	98		298,291	346,646						
	99		298,694	347,049						
	100		299,097	347,351						
	101		299,298	347,653						
	102		299,600	348,056						
	103		300,003	348,459						
	104		300,305	348,862						
	105		300,507	349,366						
	106		300,809	349,769						
	107		301,212	350,172						
	108		301,514	350,575						
	109		301,716	351,078						
	110		302,119	351,481						
	111		302,522	351,784						
	112		302,824	352,086						
	113		303,025	352,590						
	114		303,227							
	115		303,529							
	116		303,932							
	117		304,134							
	118		304,335							
	119		304,637							
	120		304,939							
	121		305,342							
	122		305,544							
	123		305,846							
	124		306,148							
	125		306,451							
再雇用 職員		189,088	216,792	257,088	276,632	291,843	317,431	359,440	392,785	444,263

別表第2 研究職給料表

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	147,382	197,047	283,885	334,859	391,677
	2	148,490	199,666	286,303	337,076	394,598
	3	149,699	202,084	288,720	339,090	397,217
	4	150,807	204,502	291,037	341,004	400,038
	5	151,915	207,020	293,354	342,818	402,154
	6	153,225	209,337	295,470	344,631	404,874
	7	154,535	211,654	297,485	346,646	407,594
	8	155,844	213,871	299,500	348,459	410,314
	9	156,852	215,986	301,615	350,172	412,832
	10	158,564	218,303	304,134	352,187	415,451
	11	160,176	220,822	306,753	354,302	418,171
	12	161,788	223,139	309,574	356,216	420,992
	13	163,198	225,153	311,689	358,231	423,611
	14	165,112	227,571	314,107	360,145	426,331
	15	167,026	229,989	316,525	361,958	429,152
	16	169,041	232,407	319,245	363,872	431,872
	17	170,754	234,623	321,864	365,585	434,390
	18	172,970	237,444	324,080	367,499	437,010
	19	175,186	240,365	326,095	369,212	439,528
	20	177,302	243,287	328,110	371,226	442,147
	21	179,417	245,805	330,326	372,738	444,666
	22	181,835	248,525	332,039	374,752	447,285
	23	184,152	251,044	333,953	376,465	449,904
	24	186,469	253,764	335,766	378,379	452,423
	25	188,585	256,484	337,680	379,789	454,639
	26	190,801	258,901	339,594	381,502	456,956
	27	192,917	261,218	341,407	383,416	459,475
	28	195,032	263,435	343,221	385,330	461,993
	29	197,148	266,054	345,135	387,043	464,512
	30	198,760	268,270	346,847	388,957	467,030
	31	200,573	270,184	348,358	390,871	469,549
	32	202,285	272,300	350,071	392,785	472,067
	33	204,099	274,012	351,280	394,397	474,384
	34	206,013	276,027	352,690	396,210	476,802
	35	207,927	278,143	354,000	397,822	479,220
	36	209,841	279,956	355,511	399,635	481,738
	37	211,352	281,870	356,720	400,844	484,156
	38	213,266	283,180	358,130	402,355	486,674
	39	215,180	284,389	359,339	403,765	489,092
	40	217,094	285,900	360,749	405,176	491,611
	41	218,908	287,310	361,455	406,586	493,928
	42	220,822	288,116	362,563	407,896	496,144
	43	222,736	289,123	363,772	409,407	498,360
	44	224,650	290,131	364,880	411,019	500,577

別表第2 研究職給料表

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	45	226,362	290,836	365,988	412,429	502,289
	46	228,276	291,944	367,197	413,638	503,800
	47	230,090	293,052	368,506	415,250	505,412
	48	231,903	294,160	369,615	416,862	506,923
	49	233,616	295,470	370,723	418,171	508,636
	50	235,429	296,679	372,032	419,582	510,046
	51	237,141	297,686	373,342	421,093	511,456
	52	238,854	298,593	374,652	422,503	512,968
	53	240,264	299,802	375,357	423,913	514,076
	54	242,078	300,809	376,364	425,324	515,285
	55	243,690	302,018	377,271	426,734	516,493
	56	245,301	302,925	378,278	428,145	517,702
	57	246,510	303,731	379,084	429,253	518,609
	58	247,719	304,839	379,890	430,562	519,616
	59	248,727	306,048	380,595	431,973	520,624
	60	249,633	307,156	381,300	433,282	521,631
	61	250,641	308,062	381,905	434,088	522,739
	62	251,749	309,171	382,610	434,995	523,646
	63	252,655	310,279	383,517	436,002	524,351
	64	253,764	311,387	384,423	436,909	525,056
	65	254,972	312,193	385,028	437,816	525,862
	66	255,879	313,301	385,834	438,621	526,668
	67	256,987	314,208	386,640	439,226	527,474
	68	257,894	315,215	387,446	440,032	528,280
	69	258,801	316,222	388,050	440,435	528,985
	70	260,110	317,230	388,755	441,039	529,791
	71	261,420	318,338	389,460	441,543	530,597
	72	262,629	319,446	390,166	442,047	531,403
	73	264,039	319,950	390,871	442,550	532,108
	74	265,449	320,957	391,475		
	75	266,658	322,065	392,080		
	76	267,666	323,173	392,785		
	77	268,774	324,282	393,490		
	78	269,882	325,289	394,094		
	79	271,091	326,196	394,699		
	80	271,998	327,102	395,303		
	81	273,206	328,210	395,908		
	82	274,516	329,016	396,512		
	83	275,826	329,722	397,117		
	84	277,035	330,527	397,721		
	85	278,143	331,031	398,225		
	86	279,251	331,535	398,728		
	87	280,560	332,039	399,232		
	88	281,769	332,542	399,937		

別表第2 研究職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	89	282,575	332,844	400,340		
	90	283,784	333,348			
	91	284,791	333,852			
	92	286,000	334,356			
	93	286,907	334,658			
	94	287,914	335,061			
	95	288,922	335,564			
	96	289,929	336,068			
	97	290,231	336,572			
	98	291,138	337,076			
	99	291,843	337,579			
	100	292,750	338,083			
	101	293,657	338,587			
	102	294,362	339,090			
	103	295,067	339,594			
	104	295,772	340,098			
	105	296,477	340,601			
	106	296,981	341,004			
	107	297,485	341,508			
	108	297,988	341,911			
再雇用 職員	109	298,190	342,415			
	110	298,593	342,818			
	111	298,895	343,321			
	112	299,197	343,724			
	113	299,500	344,228			
	114	299,802	344,631			
	115	300,104	345,135			
	116	300,406	345,538			
	117	300,708	346,041			
	118	301,111	346,444			
	119	301,414	346,847			
	120	301,817	347,250			
	121	302,119	347,653			
再雇用 職員		219,109	260,614	285,597	328,311	387,244

別表第3のア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300

別表第3のア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

別表第3のア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再雇用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

別表第3のイ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職 務 級 の 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,117	189,794	225,254	251,447	283,079	329,419	373,846
	2	153,527	191,406	226,866	252,655	284,993	331,434	376,566
	3	154,938	193,017	228,478	253,864	287,109	333,650	379,185
	4	156,348	194,629	230,090	255,275	289,123	335,867	381,905
	5	157,557	196,140	231,500	256,484	291,239	337,680	384,323
	6	159,370	197,651	233,112	257,692	293,354	339,896	387,043
	7	161,083	199,263	234,623	258,901	295,268	341,911	389,662
	8	162,695	200,774	236,235	259,909	297,283	344,127	392,382
	9	164,306	202,386	237,343	261,218	299,298	345,941	394,497
	10	166,019	204,099	238,854	262,024	301,313	348,056	396,814
	11	167,631	205,711	240,264	263,032	303,328	350,172	399,031
	12	169,444	207,423	241,473	264,039	305,342	352,287	401,247
	13	170,955	208,834	243,085	265,349	307,357	353,798	403,362
	14	172,869	210,445	244,495	266,558	309,271	355,813	405,377
	15	174,884	212,057	245,704	268,169	311,387	357,727	407,392
	16	176,798	213,669	247,115	269,580	313,402	359,742	409,508
	17	178,712	215,079	247,921	271,091	315,416	361,555	411,321
	18	180,526	216,691	249,130	272,803	317,431	363,570	413,336
	19	182,339	218,404	250,338	274,516	319,547	365,585	415,250
	20	184,253	220,116	251,447	276,229	321,662	367,600	417,365
	21	186,066	221,426	252,857	278,042	323,476	369,413	419,179
	22	187,577	222,937	253,764	279,754	325,490	371,428	420,790
	23	189,088	224,347	254,771	281,467	327,304	373,543	422,402
	24	190,600	225,859	255,879	283,079	329,319	375,659	423,913
	25	192,211	227,269	257,088	284,892	331,031	377,069	425,425
	26	193,521	228,679	258,297	286,605	332,945	378,883	426,734
	27	195,032	229,989	259,707	288,418	334,960	380,696	428,044
	28	196,443	231,299	261,218	290,030	336,975	382,409	429,353
	29	197,954	232,608	262,629	291,743	338,284	384,222	430,663
	30	199,162	234,019	264,241	293,556	340,098	385,733	431,872
	31	200,472	235,530	265,852	295,369	341,810	387,345	433,081
	32	201,782	236,940	267,363	297,283	343,624	389,057	434,189
	33	203,192	237,947	268,774	298,996	345,336	390,367	435,398
	34	204,602	239,257	270,486	300,708	347,150	391,677	436,607
	35	205,912	240,264	272,098	302,522	349,064	392,986	437,816
	36	207,322	241,473	273,710	304,335	350,877	394,195	439,024
	37	208,431	242,783	275,221	305,645	352,690	395,303	440,334
	38	209,740	244,093	276,732	307,357	354,403	396,512	441,140
	39	211,050	245,201	278,344	308,868	356,015	397,620	441,543
	40	212,359	246,510	279,754	310,480	357,727	398,728	442,248
	41	213,468	247,820	281,266	312,193	358,936	399,534	442,752
	42	214,676	248,827	282,877	313,905	360,044	400,340	443,155
	43	215,885	250,036	284,590	315,517	361,253	401,146	443,558
	44	217,094	251,144	286,303	317,230	362,462	401,952	443,961

別表第3のイ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	45	218,303	252,252	287,814	318,136	363,671	402,355	444,364
	46	219,411	253,562	289,526	319,547	364,477	402,960	444,767
	47	220,419	254,872	291,239	321,058	365,686	403,463	445,170
	48	221,527	256,081	292,851	322,670	366,794	403,866	445,472
	49	222,534	257,692	294,060	324,080	367,801	404,269	445,774
	50	223,542	259,103	295,671	325,390	368,809	404,571	446,177
	51	224,448	260,312	296,981	326,599	369,816	404,874	446,479
	52	225,456	261,521	298,593	327,908	370,823	405,176	446,781
	53	225,758	262,629	299,902	329,016	371,629	405,478	447,084
	54	226,564	263,938	301,414	330,024	372,435	405,780	
	55	227,269	265,248	302,824	331,132	373,342	406,082	
	56	228,075	266,356	304,335	332,139	374,249	406,385	
	57	228,780	267,162	305,342	332,643	374,752	406,687	
	58	229,687	268,472	306,551	333,550	375,558	406,989	
	59	230,392	269,781	307,760	334,356	376,364	407,291	
	60	231,097	271,091	309,171	335,262	377,170	407,694	
	61	232,004	271,998	310,480	336,068	377,573	407,896	
	62	232,709	273,206	311,689	336,370	378,278	408,198	
	63	233,616	274,516	312,999	336,975	378,983	408,500	
	64	234,623	275,826	314,208	337,680	379,689	408,802	
	65	235,227	276,632	315,618	338,284	380,092	409,004	
	66	235,933	277,740	316,424	338,990	380,696		
	67	236,638	278,646	317,230	339,695	381,401		
	68	237,343	279,754	318,036	340,400	382,006		
	69	238,048	280,762	318,640	341,105	382,409		
	70	238,653	281,769	319,345	341,609	382,912		
	71	239,257	282,877	320,050	342,213	383,416		
	72	239,761	283,986	320,655	342,818	383,920		
	73	240,466	284,590	321,360	343,120	384,524		
	74	241,171	285,295	321,562	343,724	385,028		
	75	241,876	285,799	322,166	344,228	385,632		
	76	242,380	286,605	322,770	344,833	386,237		
	77	242,783	287,411	323,375	345,336	386,740		
	78	243,387	288,015	323,879	345,840	387,244		
	79	243,992	288,620	324,382	346,344	387,748		
	80	244,596	289,224	324,886	346,747	388,251		
	81	244,898	289,929	325,490	347,049	388,554		
	82	245,301	290,433	325,994	347,351	389,057		
	83	245,704	290,836	326,397	347,754	389,460		
	84	246,007	291,239	326,901	348,056	389,863		
	85	246,309	291,440	327,405	348,560	390,266		
	86		291,642	327,807	348,862			
	87		291,843	328,009	349,164			
	88		292,045	328,412	349,467			

別表第3のイ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	89		292,448	328,815	349,870			
	90		292,649	329,218	350,172			
	91		292,851	329,621	350,575			
	92		293,052	330,024	350,877			
	93		293,455	330,326	351,280			
	94		293,657	330,527	351,582			
	95		293,858	330,930	351,884			
	96		294,160	331,233	352,187			
	97		294,563	331,434	352,489			
	98		294,865	331,736	352,892			
	99		295,067	332,039	353,295			
	100		295,369	332,341	353,698			
	101		295,671	332,542	354,201			
	102		295,873	332,844	354,604			
	103		296,074	333,247	355,007			
	104		296,377	333,449	355,410			
	105		296,679	333,650	355,914			
	106			333,852				
	107			334,255				
	108			334,456				
	109			334,658				
	110			335,061				
	111			335,464				
	112			335,867				
	113			336,068				
再雇用 職員		190,096	216,893	245,301	258,801	284,187	325,188	367,701

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	166,523	193,823	241,977	264,643	289,224	332,542
	2	167,933	195,939	243,790	265,651	290,937	334,658
	3	169,444	198,054	245,604	266,558	292,548	336,673
	4	170,855	200,069	247,417	267,666	294,362	338,889
	5	172,265	202,185	248,827	268,169	296,074	340,904
	6	173,776	204,502	250,137	269,177	297,888	343,019
	7	175,287	206,819	251,245	269,983	299,600	345,135
	8	176,798	209,035	252,555	270,889	301,313	347,250
	9	178,007	211,352	253,562	271,998	303,227	348,761
	10	179,720	212,762	254,569	272,703	304,939	350,776
	11	181,332	214,173	255,476	273,811	306,652	352,690
	12	182,843	215,382	256,383	275,020	308,365	354,705
	13	184,253	216,792	257,592	276,329	309,876	356,619
	14	186,268	218,202	258,700	277,437	311,488	358,735
	15	188,283	219,713	259,506	278,646	313,301	360,850
	16	190,297	220,922	260,513	280,057	315,114	362,865
	17	192,413	222,333	261,017	281,366	316,827	364,880
	18	194,528	223,844	261,924	282,676	318,439	366,895
	19	196,644	225,355	262,931	283,683	320,151	369,010
	20	198,760	226,866	263,737	284,892	321,864	371,126
	21	200,774	227,974	264,643	286,504	323,274	372,838
	22	202,991	229,687	265,550	288,116	324,785	374,954
	23	205,207	231,399	266,457	289,426	326,296	377,069
	24	207,423	233,112	267,464	290,735	327,807	379,084
	25	209,337	234,421	268,673	292,045	329,218	381,099
	26	210,647	236,134	269,580	293,657	330,628	382,711
	27	211,856	237,847	270,789	295,369	332,139	384,625
	28	213,165	239,559	271,998	296,880	333,751	386,539
	29	214,374	241,171	273,206	298,190	334,859	388,352
	30	215,482	242,581	274,617	299,802	336,370	390,065
	31	216,792	243,891	276,128	301,414	337,781	391,979
	32	218,001	244,999	277,437	303,126	339,292	393,792
	33	219,310	246,208	279,049	304,537	340,904	395,505
	34	220,620	247,316	280,460	306,048	342,415	397,217
	35	221,930	248,223	281,669	307,659	344,027	399,031
	36	223,239	249,331	282,877	309,271	345,538	400,743
	37	224,347	250,238	284,489	310,581	347,250	402,355
	38	225,758	251,346	285,698	311,991	348,862	404,068
	39	227,067	252,252	287,109	313,402	350,373	405,881
	40	228,478	253,361	288,317	315,013	351,985	407,694
	41	229,384	253,764	289,627	316,525	353,194	409,205
	42	230,795	254,670	291,138	317,935	354,705	410,716
	43	232,205	255,577	292,649	319,345	356,216	412,228
	44	233,616	256,282	294,261	320,856	357,627	413,537

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	45	234,824	257,088	295,571	321,662	359,238	414,645
	46	236,235	257,995	296,981	323,073	360,246	415,753
	47	237,544	258,901	298,492	324,483	361,757	416,862
	48	238,854	259,909	300,003	325,994	363,066	418,071
	49	239,861	260,916	301,111	327,102	364,477	419,380
	50	240,970	261,924	302,421	328,513	365,887	420,488
	51	241,977	263,132	303,630	329,822	367,197	421,697
	52	243,085	264,341	305,040	331,132	368,607	422,805
	53	243,992	265,449	306,451	332,542	370,118	424,014
	54	245,100	266,860	307,760	333,953	371,327	425,022
	55	246,007	268,169	309,171	335,363	372,435	426,130
	56	247,014	269,479	310,581	336,673	373,644	427,238
	57	247,719	270,990	311,387	337,579	374,752	428,346
	58	248,727	272,501	312,596	338,889	375,659	428,850
	59	249,432	273,912	313,805	340,098	376,666	429,454
	60	250,238	275,322	315,215	341,407	377,674	429,857
	61	251,044	276,732	316,323	342,516	378,278	430,462
	62	252,051	278,042	317,633	343,422	379,084	430,965
	63	252,857	279,452	318,942	344,631	379,890	431,368
	64	253,864	280,560	320,151	345,941	380,696	431,872
	65	254,771	281,971	321,461	347,049	381,401	432,476
	66	255,577	283,482	322,770	348,258	382,106	432,879
	67	256,685	284,993	324,080	349,467	382,912	433,182
	68	257,592	286,504	325,390	350,575	383,617	433,484
	69	258,398	287,612	326,095	351,582	384,222	433,887
	70	259,405	289,123	327,203	352,590	384,826	
	71	260,312	290,634	328,311	353,698	385,531	
	72	261,319	292,045	329,218	354,806	386,136	
	73	262,729	293,052	330,527	355,612	386,841	
	74	264,039	294,463	331,233	356,720	387,345	
	75	265,147	295,671	332,341	357,828	387,949	
	76	266,255	296,981	333,550	358,936	388,453	
	77	267,263	298,391	334,658	359,641	388,856	
	78	268,270	299,701	335,867	360,447	389,460	
	79	269,479	300,910	336,975	361,253	389,964	
	80	270,486	302,220	338,184	361,958	390,266	
	81	271,393	302,723	339,292	362,563	390,568	
	82	272,400	303,932	340,400	363,066	391,072	
	83	273,509	305,040	341,407	363,671	391,475	
	84	274,617	306,249	342,516	364,175	391,777	
	85	275,423	307,357	343,422	364,779	392,080	
	86	276,329	308,566	344,430	365,283	392,583	
	87	277,437	309,775	345,336	365,887	393,087	
	88	278,546	310,883	346,344	366,391	393,490	

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	89	279,352	312,193	347,351	366,794	393,792	
	90	280,258	313,402	348,157	367,197	394,195	
	91	281,064	314,611	348,963	367,801	394,699	
	92	282,072	315,819	349,769	368,305	395,102	
	93	282,978	316,625	350,373	368,607	395,505	
	94	283,986	317,331	350,978	369,111		
	95	284,892	318,036	351,683	369,514		
	96	285,900	318,640	352,287	369,816		
	97	286,504	319,345	352,690	370,420		
	98	287,310	319,648	353,093	370,924		
	99	287,914	320,252	353,597	371,428		
	100	288,821	320,957	354,000	371,932		
	101	289,627	321,360	354,504	372,536		
	102	290,433	321,965	354,907	373,040		
	103	291,239	322,569	355,410	373,543		
	104	292,045	323,173	355,813	373,946		
	105	292,750	323,576	356,115	374,551		
	106	293,254	324,080	356,619	375,055		
	107	293,757	324,584	357,022	375,558		
	108	294,261	325,087	357,324	376,062		
	109	294,463	325,490	357,828	376,666		
	110	294,765	325,893	358,332	377,069		
	111	294,966	326,196	358,835	377,573		
	112	295,369	326,498	359,339	378,077		
	113	295,671	326,901	359,843	378,681		
	114	295,873	327,304	360,346			
	115	296,276	327,707	360,850			
	116	296,578	328,009	361,253			
	117	296,880	328,210	361,656			
	118	297,183	328,513	362,059			
	119	297,485	328,916	362,563			
	120	297,888	329,117	363,066			
	121	298,190	329,319	363,469			
	122	298,593	329,621	363,973			
	123	298,895	329,923	364,477			
	124	299,298	330,225	364,981			
	125	299,500	330,427	365,283			
	126	299,701	330,729				
	127	300,003	331,132				
	128	300,406	331,333				
	129	300,608	331,535				
	130	300,910	331,736				
	131	301,313	332,139				
	132	301,716	332,341				

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	133	301,917	332,643				
	134	302,220	333,046				
	135	302,622	333,449				
	136	302,925	333,852				
	137	303,126	334,154				
	138	303,428	334,557				
	139	303,831	334,960				
	140	304,134	335,363				
	141	304,335	335,665				
	142	304,738	336,068				
	143	305,141	336,370				
	144	305,443	336,773				
	145	305,645	337,076				
	146	305,846	337,479				
	147	306,148	337,881				
	148	306,551	338,284				
	149	306,753	338,587				
	150	306,954	338,990				
	151	307,257	339,393				
	152	307,559	339,796				
	153	307,962	340,098				
	154	308,163					
	155	308,365					
	156	308,667					
	157	308,969					
	158	309,271					
	159	309,574					
	160	309,876					
	161	310,279					
	162	310,581					
	163	310,883					
	164	311,185					
	165	311,588					
	166	311,891					
	167	312,193					
	168	312,495					
	169	312,898					
再雇用 職員		236,839	257,289	264,543	274,818	291,239	328,613

別表第3のエ 医療職給料表(4)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	160,982	211,151	256,887	277,941
	2	162,191	212,863	258,498	279,654
	3	163,400	214,676	259,909	281,266
	4	164,609	216,389	261,521	282,777
	5	165,515	218,102	262,427	284,590
	6	167,026	219,915	263,737	286,605
	7	168,437	221,728	265,147	288,720
	8	169,847	223,441	266,457	291,037
	9	171,056	225,153	267,666	292,951
	10	172,466	226,665	269,076	294,966
	11	173,877	228,075	270,386	297,082
	12	175,388	229,485	271,494	299,097
	13	176,798	230,896	272,803	300,708
	14	178,309	232,507	274,214	303,025
	15	179,820	234,119	275,926	305,040
	16	181,231	235,731	277,639	307,156
	17	182,742	237,141	279,251	309,171
	18	184,555	238,753	281,064	311,286
	19	186,268	240,264	282,676	313,402
	20	187,980	241,776	284,187	315,517
	21	189,391	242,783	285,799	317,431
	22	191,003	244,193	287,612	319,547
	23	192,715	245,503	289,023	321,763
	24	194,327	246,913	290,634	323,879
	25	195,939	248,324	292,548	325,893
	26	197,651	250,036	294,060	327,908
	27	199,465	251,547	295,772	330,024
	28	201,177	253,260	297,384	332,039
	29	202,991	254,670	298,593	333,852
	30	204,502	255,980	300,305	335,967
	31	206,013	257,189	302,018	337,881
	32	207,423	258,498	303,630	339,997
	33	208,632	259,808	305,141	341,609
	34	209,942	261,017	306,753	343,523
	35	211,251	262,326	308,264	345,336
	36	212,460	263,535	309,876	347,250
	37	213,669	264,946	311,387	348,459
	38	215,079	266,255	312,898	350,373
	39	216,490	267,867	314,308	352,287
	40	217,900	269,378	315,920	354,101
	41	218,908	270,789	317,230	356,015
	42	220,116	272,300	318,842	357,828
	43	221,225	273,811	320,353	359,641
	44	222,433	275,221	321,864	361,354

別表第3のエ 医療職給料表(4)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	45	223,340	276,934	322,871	363,167
	46	224,448	278,445	324,080	364,578
	47	225,355	279,956	325,289	366,089
	48	226,362	281,467	326,498	367,499
	49	227,168	282,978	327,505	368,506
	50	228,276	284,389	328,513	369,615
	51	229,384	285,900	329,419	370,723
	52	230,190	287,209	330,427	371,831
	53	230,593	288,519	331,333	372,738
	54	231,702	290,030	332,039	373,342
	55	232,407	291,440	332,844	374,148
	56	233,112	292,951	333,650	374,954
	57	233,918	294,362	334,255	375,760
	58	234,824	295,772	334,759	376,566
	59	235,630	297,283	335,363	377,372
	60	236,537	298,794	335,867	378,177
	61	237,544	299,902	336,370	379,084
	62	238,149	301,414	336,572	379,789
	63	239,056	302,622	337,176	380,494
	64	239,861	304,134	337,781	381,200
	65	240,768	305,242	338,083	381,502
	66	241,776	306,551	338,587	382,106
	67	242,783	307,659	339,090	382,711
	68	243,690	308,969	339,594	383,416
	69	244,697	309,674	340,098	383,819
	70	245,805	310,782	340,601	384,524
	71	246,712	311,991	341,004	385,129
	72	247,518	313,200	341,508	385,733
	73	248,223	314,510	341,710	386,136
	74	249,230	315,215	342,213	386,740
	75	250,238	315,920	342,717	387,345
	76	251,044	316,525	343,221	387,949
	77	251,850	317,331	343,523	388,352
	78	252,857	318,036	343,926	388,856
	79	253,864	318,741	344,430	389,360
	80	254,872	319,446	344,833	389,964
	81	255,778	319,748	345,034	390,468
	82	256,484	320,050	345,336	390,871
	83	257,491	320,655	345,840	391,274
	84	258,498	320,957	346,243	391,677
	85	259,103	321,360	346,545	391,878
	86	259,909	321,662	346,847	392,080
	87	260,614	322,065	347,351	392,382
	88	261,521	322,368	347,754	392,684

別表第3のエ 医療職給料表(4)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	89	262,125	322,871	348,056	392,886
	90	262,931	323,274	348,459	393,188
	91	263,737	323,576	348,862	393,490
	92	264,543	323,879	349,064	393,691
	93	264,946	324,382	349,366	393,893
	94	265,651	324,785		
	95	266,155	324,987		
	96	266,860	325,390		
	97	267,565	325,793		
	98	268,270	326,196		
	99	268,975	326,599		
	100	269,680	327,002		
	101	270,184	327,203		
	102	270,688	327,505		
	103	271,091	327,807		
	104	271,595	328,110		
	105	271,796	328,513		
	106	271,998	328,714		
	107	272,300	329,016		
	108	272,602	329,419		
	109	273,005	329,822		
	110	273,307	330,124		
	111	273,710	330,527		
	112	274,012	330,830		
	113	274,315	331,132		
	114	274,617	331,535		
	115	274,919	331,837		
	116	275,322	332,039		
	117	275,624	332,240		
	118	275,926	332,542		
	119	276,329	332,945		
	120	276,732	333,348		
	121	276,934	333,550		
	122	277,135			
	123	277,538			
	124	277,840			
	125	278,042			
	126	278,344			
	127	278,747			
	128	279,150			
	129	279,352			
	130	279,754			
	131	280,157			
	132	280,460			

別表第3のエ 医療職給料表(4)

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	133	280,661			
	134	280,963			
	135	281,366			
	136	281,669			
	137	281,870			
	138	282,172			
	139	282,474			
	140	282,777			
	141	282,978			
	142	283,180			
	143	283,381			
	144	283,683			
	145	284,086			
	146	284,288			
	147	284,590			
	148	284,892			
	149	285,194			
	150	285,396			
	151	285,698			
	152	285,900			
	153	286,202			
再雇用 職員		202,991	242,783	257,189	290,534

別表第3のオ 医療職給料表(5)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	147,181	196,946	233,213	266,155	291,843
	2	148,289	198,760	234,824	267,968	294,060
	3	149,498	200,573	236,336	269,781	296,175
	4	150,606	202,386	237,947	271,897	298,190
	5	151,714	203,897	239,358	273,609	300,104
	6	152,822	205,711	241,070	275,423	302,220
	7	153,930	207,524	242,581	277,236	304,436
	8	155,038	209,337	244,193	279,251	306,451
	9	156,046	210,949	245,301	281,266	308,365
	10	157,456	212,762	246,813	283,280	310,682
	11	158,766	214,576	248,424	285,194	312,898
	12	160,075	216,389	249,734	287,109	315,215
	13	161,284	217,799	251,245	289,123	317,331
	14	162,795	219,613	252,655	291,037	319,446
	15	164,306	221,325	253,965	292,951	321,662
	16	165,918	223,139	255,375	294,765	323,778
	17	167,127	224,851	256,887	296,578	325,692
	18	168,638	226,564	258,398	298,593	327,707
	19	170,149	228,176	260,110	300,708	329,722
	20	171,660	229,787	261,924	302,723	331,736
	21	172,970	231,198	263,535	304,637	333,449
	22	175,690	232,910	265,248	306,753	335,564
	23	178,309	234,522	266,860	308,768	337,579
	24	180,929	236,134	268,472	310,883	339,695
	25	183,548	237,141	270,386	312,596	341,105
	26	185,260	238,653	272,199	314,711	343,019
	27	186,872	240,063	273,912	316,726	344,933
	28	188,585	241,272	275,624	318,741	346,847
	29	190,096	242,481	277,337	320,453	348,459
	30	191,808	243,690	279,049	322,468	350,373
	31	193,622	244,697	280,863	324,584	352,287
	32	195,334	245,906	282,374	326,699	354,101
	33	196,946	247,215	283,885	327,908	356,015
	34	198,357	248,223	285,799	329,923	357,828
	35	199,868	249,432	287,612	331,837	359,641
	36	201,379	250,741	289,526	333,953	361,354
	37	202,688	251,648	291,138	335,867	362,764
	38	203,998	252,958	292,851	337,781	364,074
	39	205,207	254,167	294,664	339,796	365,484
	40	206,517	255,476	296,477	341,710	366,895
	41	207,826	256,887	297,988	343,624	368,204
	42	209,136	258,297	299,701	345,538	369,111
	43	210,445	259,506	301,212	347,351	370,219
	44	211,755	260,715	302,824	349,265	371,327

別表第3のオ 医療職給料表(5)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	45	212,863	261,924	304,436	350,776	372,133
	46	214,173	263,132	306,148	352,187	373,040
	47	215,482	264,442	307,760	353,698	373,946
	48	216,792	265,550	309,473	355,209	374,853
	49	217,900	266,658	310,379	356,821	375,760
	50	219,008	267,766	311,891	357,627	376,566
	51	220,016	269,076	313,402	358,835	377,372
	52	221,124	270,386	315,013	359,843	378,177
	53	222,232	271,393	316,625	360,749	378,883
	54	223,239	272,501	318,237	361,858	379,588
	55	224,146	273,811	319,849	362,764	380,293
	56	225,153	275,120	321,360	363,872	380,998
	57	225,456	276,027	322,871	364,779	381,502
	58	226,262	277,035	324,080	365,484	382,106
	59	227,067	277,941	325,289	366,189	382,711
	60	227,773	279,049	326,498	366,895	383,416
	61	228,478	280,157	327,203	367,298	383,819
	62	229,485	281,165	328,110	367,902	384,524
	63	230,291	282,072	328,916	368,607	385,129
	64	231,097	283,079	329,722	369,312	385,733
	65	231,802	283,583	330,628	369,615	386,136
	66	232,507	284,489	331,031	370,320	386,740
	67	233,414	285,194	331,736	371,025	387,345
	68	234,421	286,101	332,542	371,730	387,949
	69	235,127	287,109	333,348	372,032	388,352
	70	235,731	287,914	334,053	372,637	388,856
	71	236,235	288,720	334,759	373,342	389,360
	72	236,940	289,526	335,464	373,946	389,964
	73	237,746	290,332	335,967	374,249	390,266
	74	238,350	290,836	336,572	374,853	390,669
	75	238,955	291,239	337,076	375,558	391,072
	76	239,458	291,743	337,680	376,163	391,475
	77	240,164	291,944	337,982	376,566	391,777
	78	240,869	292,246	338,486	377,069	392,080
	79	241,574	292,448	338,889	377,674	392,382
	80	242,078	292,851	339,393	378,177	392,684
	81	242,581	293,052	339,796	378,681	392,886
	82	243,287	293,254	340,299	379,286	393,188
	83	243,992	293,657	340,803	379,789	393,490
	84	244,697	293,959	341,307	380,092	393,691
	85	245,301	294,261	341,609	380,494	393,893
	86	246,007	294,563	342,012	380,998	394,195
	87	246,712	294,865	342,516	381,401	394,497
	88	247,417	295,268	342,918	381,804	394,699

別表第3のオ 医療職給料表(5)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	89	247,921	295,571	343,221	382,207	394,900
	90	248,424	295,974	343,624	382,711	395,203
	91	248,727	296,276	344,127	383,114	395,505
	92	249,130	296,679	344,530	383,517	395,706
	93	249,432	296,880	344,732	383,819	395,908
	94		297,082	345,135		
	95		297,384	345,638		
	96		297,787	346,041		
	97		297,988	346,243		
	98		298,291	346,646		
	99		298,694	347,049		
	100		299,097	347,351		
	101		299,298	347,653		
	102		299,600	348,056		
	103		300,003	348,459		
	104		300,305	348,862		
	105		300,507	349,366		
	106		300,809	349,769		
	107		301,212	350,172		
	108		301,514	350,575		
	109		301,716	351,078		
	110		302,119	351,481		
	111		302,522	351,784		
	112		302,824	352,086		
	113		303,025	352,590		
	114		303,227			
	115		303,529			
	116		303,932			
	117		304,134			
	118		304,335			
	119		304,637			
	120		304,939			
	121		305,342			
	122		305,544			
	123		305,846			
	124		306,148			
	125		306,451			
再雇用 職員		189,088	216,792	257,088	276,632	291,843

別表第4 技能職給料表

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	133,279	184,958	206,718	253,361	282,072
	2	134,185	186,469	207,927	254,569	283,986
	3	135,193	187,980	209,337	255,678	285,597
	4	136,099	189,391	210,647	256,786	287,310
	5	137,107	190,600	211,956	257,692	289,123
	6	138,114	192,111	213,367	258,901	290,735
	7	139,121	193,521	214,777	260,009	292,347
	8	140,129	194,831	216,188	261,218	293,959
	9	140,935	196,241	217,497	262,326	295,470
	10	141,942	197,248	219,109	263,132	297,283
	11	142,950	198,558	220,721	264,341	298,996
	12	144,058	199,666	222,131	265,550	300,809
	13	144,864	200,875	223,340	266,558	302,220
	14	145,871	201,983	224,851	267,565	303,932
	15	146,878	203,091	226,362	268,472	305,544
	16	147,886	204,199	227,672	269,378	307,055
	17	148,994	205,106	228,579	270,386	308,566
	18	150,304	206,214	229,284	271,494	310,178
	19	151,512	207,222	230,190	272,501	311,790
	20	152,721	208,229	231,198	273,307	313,502
	21	153,829	209,136	232,004	274,315	314,510
	22	155,038	210,244	233,515	275,221	315,920
	23	156,247	211,352	234,824	276,229	317,331
	24	157,456	212,359	235,933	277,035	318,842
	25	158,564	213,266	237,343	277,840	319,950
	26	160,075	214,173	238,653	278,949	321,461
	27	161,586	214,878	239,962	280,057	322,871
	28	163,098	215,785	241,272	281,165	324,282
	29	164,508	216,691	242,078	282,072	325,893
	30	165,918	217,900	243,287	283,180	327,102
	31	167,429	218,908	244,596	284,187	328,412
	32	168,940	219,814	245,704	285,194	329,621
	33	170,351	220,419	246,813	285,900	330,729
	34	172,164	221,628	248,021	286,806	331,636
	35	173,977	222,736	249,130	287,713	332,744
	36	175,791	223,945	250,338	288,821	333,852
	37	177,503	224,448	251,648	289,426	334,960
	38	179,216	225,556	252,655	290,332	336,068
	39	180,929	226,765	253,965	291,239	337,076
	40	182,641	227,773	255,275	292,146	338,083
	41	184,152	228,579	256,282	292,750	339,090
	42	185,563	229,787	257,491	293,757	340,098
	43	186,872	230,795	258,398	294,765	341,105
	44	188,283	231,903	259,707	295,671	342,113

別表第4 技能職給料表

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	45	189,794	233,011	260,513	296,377	343,019
	46	191,103	233,918	261,521	297,283	344,027
	47	192,514	235,026	262,629	298,190	345,034
	48	193,924	236,033	263,535	299,097	346,041
	49	195,234	237,041	264,744	299,802	346,948
	50	196,342	238,048	265,752	300,406	347,855
	51	197,450	239,056	266,860	301,111	348,761
	52	198,659	240,063	267,565	301,917	349,567
	53	199,767	241,171	268,472	302,522	350,373
	54	200,875	242,178	269,580	303,328	351,179
	55	201,782	242,884	270,789	304,033	351,985
	56	202,890	243,589	271,998	304,738	352,690
	57	203,998	244,495	272,803	305,443	353,395
	58	205,005	245,402	273,811	306,148	354,201
	59	206,013	246,309	274,919	306,954	355,007
	60	207,020	247,014	275,926	307,659	355,712
	61	208,128	247,820	276,934	308,264	356,418
	62	209,035	248,727	278,042	308,969	357,123
	63	209,942	249,633	278,848	309,674	357,828
	64	210,848	250,540	279,956	310,379	358,533
	65	211,554	251,346	280,762	310,883	359,138
	66	212,359	252,152	281,568	311,387	359,641
	67	213,065	252,958	282,374	311,991	360,145
	68	213,871	253,663	283,180	312,596	360,649
	69	214,273	254,368	283,784	313,200	361,052
	70	214,878	254,972	284,590	313,603	
	71	215,180	255,375	285,396	314,107	
	72	215,583	255,778	286,101	314,611	
	73	215,785	255,980	286,907	314,913	
	74	216,188	256,383	287,612	315,416	
	75	216,691	256,887	288,418	315,920	
	76	217,296	257,390	289,224	316,323	
	77	217,497	257,692	289,828	316,525	
	78	218,202	258,095	290,332	316,827	
	79	218,706	258,599	290,836	317,129	
	80	219,210	259,103	291,239	317,431	
	81	219,915	259,405	291,642	317,733	
	82	220,217	259,707	292,045	318,036	
	83	220,822	260,009	292,548	318,338	
	84	221,527	260,312	293,052	318,640	
	85	222,131	260,513	293,455	318,842	
	86	222,534	260,715	294,060	319,245	
	87	222,937	261,017	294,664	319,547	
	88	223,642	261,319	295,268	319,748	

別表第4 技能職給料表

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	89	224,146	261,521	295,571	319,950	
	90	224,650	261,722	296,074	320,252	
	91	225,153	262,125	296,578	320,554	
	92	225,556	262,326	296,981	320,856	
	93	225,959	262,629	297,384	321,058	
	94	226,362	263,032	297,888	321,360	
	95	226,765	263,334	298,391	321,662	
	96	227,067	263,636	298,895	321,864	
	97	227,370	263,838	299,197	322,065	
	98	227,873	264,140	299,600	322,368	
	99	228,377	264,341	300,104	322,670	
	100	228,881	264,643	300,608	322,871	
	101	229,284	264,946	301,011	323,073	
	102	229,787	265,147	301,414		
	103	230,392	265,449	301,716		
	104	230,996	265,752	302,018		
	105	231,399	265,953	302,320		
	106	231,903	266,155	302,723		
	107	232,205	266,457	303,126		
	108	232,608	266,658	303,529		
	109	232,810	266,961	303,831		
	110	233,213	267,263	304,234		
	111	233,716	267,565	304,637		
	112	234,119	267,766	304,939		
	113	234,321	267,968	305,141		
	114	234,824	268,270	305,443		
	115	235,328	268,472	305,745		
	116	235,832	268,673	305,947		
	117	236,134	268,975	306,148		
	118	236,537	269,278	306,451		
	119	236,940	269,580	306,753		
	120	237,343	269,882	306,954		
	121	237,746	270,083	307,156		
	122		270,285	307,458		
	123		270,587	307,760		
	124		270,889	307,962		
	125		271,091	308,163		
	126		271,292	308,465		
	127		271,595	308,768		
	128		271,897	308,969		
	129		272,098	309,171		
	130		272,300	309,473		
	131		272,602	309,775		
	132		272,904	309,976		

別表第4 技能職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	133		273,106	310,178		
	134		273,307			
	135		273,609			
	136		273,912			
	137		274,113			
再雇用 職員		195,032	206,214	224,851	245,805	276,732

別表第5 級別標準職務表

(1) 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	困難な業務を行う主事又は技師の職務
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務
4 級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 主幹の職務 2 室長の職務 3 課長の職務 4 困難な業務を行う副主幹の職務
6 級	1 部長又は副局長の職務 2 困難な業務を行う課長、室長又は主幹の職務
8 級	事務局長の職務
9 級	本部長の職務

(2) 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う職務
2 級	相当高度の知識経験に基づき独自に研究を行う職務
3 級	主任研究員の職務
4 級	部長の職務
5 級	副病院長、所長、センター長の職務

(3) 医療職給料表 (1) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 医師の職務
2 級	1 循環器・脳脊髄センターの主任研究員の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3 級	1 循環器・脳脊髄センターの副病院長又は部長の職務 2 リハビリテーション・精神医療センターの副病院長、部長又は副部長の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4 級	1 循環器・脳脊髄センターの病院長の職務 2 リハビリテーション・精神医療センターの病院長の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

(4) 医療職給料表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 4 臨床工学技士の職務 5 理学療法士又は作業療法士の職務 6 言語聴覚士の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う薬剤師の職務
4 級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 薬剤部長の職務 2 主任専門員の職務 3 副部長の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
6 級	困難な業務を行う薬剤部長の職務

(5) 医療職給料表(3) 級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師の職務 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う看護師の職務 3 特に困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	1 副看護師長又は主任専門員の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 副部長又は看護師長の職務 2 4 級に掲げる職務で特に高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
6 級	部長の職務

(6) 医療職給料表(4) 級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	介護福祉士の職務
2 級	主任の職務 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	主査の職務 副主幹の職務
4 級	主幹の職務

(7) 医療職給料表(5) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 公認心理師の職務 2 社会福祉士又は精神保健福祉士の職務
2 級	困難な業務を行う技師の職務
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務
4 級	1 主任専門員の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う主任専門員の職務

(8) 技能職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5 級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
6 級	長期の経験に基づき極めて高度の技能を必要とする業務を行う職務

別表第6 級別資格基準表

(1) 事務職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正 規 の 試 験	大 学 卒 業 程 度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短 大 卒 業 程 度	短大卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16
	高 校 卒 業 程 度	高校卒		8	4	4	2
			0	8	12	16	18
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(2) 研究職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
正規の試験	大 学 卒 業 程 度	大学卒			7
				0	7
	短 大 卒 業 程 度	短大卒		2.5	7
			0	2.5	10
	高 校 卒 業 程 度	高校卒		5	7
			0	5	13
その他		中学卒		6	7
			3	9	17

備考 生物学その他高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者のうち、理事長が定める者に対するこの表の適用については、その者の知識経験を考慮して理事長が別に定める。

(3) 医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師 歯科医師	大学6卒		4
		0	4

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(4) 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学 歴 免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師 栄養士 衛生検査技師	大学卒			5	3	2
			0	5	8	10
	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
診療放射線 技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒			5	3	2
			0	5	8	10
	短大3卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11
診療エックス 線技師	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	5	10	13	15
		0	1	6	9	11
	短大2卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	5	10	13	15
その他	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中学卒		5	5	3	2
		4	10	15	18	20

備考 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(5) 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
看護師	大学卒			5	5	2
		0	5	10	12	
	短大卒			7	5	2
		0	7	12	14	
准看護師	准看護師		7	7	8	
	養成所卒	0	7	14	22	

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧保健婦助産婦看護婦法」という。)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(6) 医療職給料表(4)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
介護福祉士	短大卒		5.5	10.5	
		0	5.5	16	
	高校卒		8	11	
		0	8	19	

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、資格を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(7) 医療職給料表 (5) 級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正 規 の 試 験	大 学 卒 業 程 度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短 大 卒 業 程 度	短大卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16
	高 校 卒 業 程 度	高校卒		8	4	4	2
			0	8	12	16	18
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(8) 技能職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
高校卒		5	3	6	2
	0	5	8	14	16

別表第7 初任給基準表

(1) 事務職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 29 号 給
	短大卒業程度		1 級 19 号 給
	高校卒業程度		1 級 9 号 給
そ の 他		高 校 卒	1 級 5 号 給

(2) 研究職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		2 級 5 号 給
	短大卒業程度		1 級 19 号 給
	高校卒業程度		1 級 9 号 給
そ の 他		博 士 課 程 修 了	2 級 33 号 給
		修 士 課 程 修 了	2 級 17 号 給
		高 校 卒	1 級 5 号 給

(3) 医療職給料表(1) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	2 級 13 号 給
	大 学 6 卒	1 級 17 号 給

(4) 医療職給料表(2) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 19 号 給
	大 学 4 卒	2 級 5 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
診療エックス線技師	短 大 卒	1 級 15 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給

(5) 医療職給料表(3) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
看 護 師	大 学 卒	2 級 15 号 給
	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
	短 大 2 卒	2 級 5 号 給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 5 号 給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当したもので、看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

(6) 医療職給料表(4) 初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
短 大 卒	1 級 15 号 給
高 校 卒	1 級 5 号 給

(7) 医療職給料表(5) 初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度	1 級 29 号 給
	短大卒業程度	1 級 19 号 給
	高校卒業程度	1 級 9 号 給
そ の 他	高 校 卒	1 級 5 号 給

(8) 技能職給料表初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
高 校 卒	1 級 21 号 給

別表第8 学歴免許等資格区分表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校又は特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、旧保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第9 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第10 昇格時号給対応表
(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	

別表第10 昇格時号給対応表
(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		
77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	37	51	52	69	51	33		
83	38	51	52	69	51	34		
84	38	51	52	69	51	34		
85	39	52	53	69	51	35		
86	39	52	53	70	51			
87	40	52	53	70	51			
88	40	52	53	70	51			
89	41	53	54	71	52			
90	41	53	54	72	52			
91	42	53	54	73	52			
92	42	53	54	74	52			
93	43	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					

別表第10 昇格時号給対応表
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

(2) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23
50	23	17	31	23

(2) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	29	22	38	27
60	30	22	38	27
61	30	23	39	27
62	30	23	39	28
63	31	24	40	28
64	31	24	40	28
65	31	25	41	29
66	32	25	41	29
67	32	25	41	29
68	32	26	42	30
69	33	26	42	30
70	33	26	42	30
71	34	27	43	31
72	34	27	43	31
73	35	27	43	31
74	35	28	43	
75	36	28	44	
76	36	28	44	
77	37	29	44	
78	37	30	44	
79	38	31	45	
80	38	32	45	
81	39	33	45	
82	39	33	45	
83	40	33	46	
84	40	33	46	
85	41	34	46	
86	42	34	46	
87	43	34	47	
88	44	34	47	
89	45	35	47	
90	45	35		
91	46	35		
92	46	35		
93	47	36		
94	47	36		
95	48	36		
96	48	36		
97	49	37		
98	50	37		
99	51	37		
100	52	38		

(2) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
101	53	38		
102	54	38		
103	55	39		
104	56	39		
105	57	39		
106	57	39		
107	57	40		
108	58	40		
109	58	40		
110	58	40		
111	59	41		
112	59	41		
113	59	41		
114	60	41		
115	60	41		
116	60	42		
117	61	42		
118	61	42		
119	62	42		
120	62	42		
121	63	43		

(3) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	26	31	23
48	26	32	24
49	27	33	25
50	27	34	26

(3) 医療職給料表(1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
51	28	35	27
52	28	36	28
53	29	37	29
54	29	37	30
55	29	38	31
56	29	38	32
57	30	39	33
58	30	39	34
59	30	40	35
60	30	40	36
61	31	41	37
62	31	41	37
63	31	42	38
64	31	42	38
65	32	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

(4) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25

(4) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	33	42	46	38	37	27
59	34	43	47	39	37	27
60	34	44	48	40	38	27
61	35	45	49	41	38	27
62	35	46	50	41	38	27
63	36	47	51	41	39	28
64	36	48	52	42	39	28
65	37	49	53	42	39	28
66	38	50	54	42	40	
67	39	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	41	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	42	55	61	45	41	
74	42	55	61	45	42	
75	43	56	62	45	42	
76	43	56	62	45	42	
77	43	57	63	46	42	
78	44	57	63	46	43	
79	44	58	64	46	43	
80	44	58	64	46	43	
81	45	59	65	47	43	
82	45	59	65	47	44	
83	46	60	66	47	44	
84	46	60	66	47	44	
85	47	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		

(4) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

(5) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29

(5) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41
78	62	54	66	58	41
79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42
81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43
86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	
95	74	71	83	68	
96	74	72	84	68	
97	75	73	85	68	
98	75	74	85	68	
99	76	75	86	69	
100	76	76	86	69	

(5) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
101	77	77	87	69	
102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	82	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	83	85	95		
118	83	85	95		
119	83	85	95		
120	83	85	96		
121	84	86	96		
122	84	86	96		
123	84	86	97		
124	84	86	97		
125	85	87	97		
126	85	87			
127	85	87			
128	86	87			
129	86	88			
130	86	88			
131	87	88			
132	87	88			
133	87	89			
134	88	89			
135	88	89			
136	88	90			
137	89	90			
138	89	90			
139	89	90			
140	89	90			
141	90	91			
142	90	91			
143	90	91			
144	90	91			
145	91	91			
146	91	92			
147	91	92			
148	91	92			
149	92	92			
150	92	92			

(5) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
151	92	93			
152	92	93			
153	93	93			
154	93				
155	93				
156	93				
157	94				
158	94				
159	94				
160	94				
161	95				
162	95				
163	95				
164	95				
165	96				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	3
12	1	1	4
13	1	1	5
14	1	1	6
15	1	1	7
16	1	1	8
17	1	1	9
18	1	1	10
19	1	1	11
20	1	1	12
21	1	1	13
22	1	1	14
23	1	1	15
24	1	1	16
25	1	1	17
26	2	2	18
27	3	3	19
28	4	4	20
29	5	5	21
30	6	6	22
31	7	7	23
32	8	8	24
33	9	9	25
34	10	10	26
35	11	11	27
36	12	12	28
37	13	13	29
38	14	14	30
39	15	15	31
40	16	16	32
41	17	17	33
42	18	18	33
43	19	19	34
44	20	20	34
45	21	21	35
46	21	22	35
47	22	23	36
48	22	24	36
49	23	25	37
50	23	26	38

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
51	24	27	39
52	24	28	40
53	25	29	41
54	26	30	41
55	27	31	41
56	28	32	42
57	29	33	42
58	29	34	42
59	30	35	43
60	30	36	43
61	31	37	43
62	31	38	44
63	32	39	44
64	32	40	44
65	33	41	45
66	33	42	45
67	34	43	45
68	34	44	45
69	35	45	45
70	35	46	46
71	36	47	46
72	36	48	46
73	37	49	46
74	38	50	46
75	39	51	47
76	40	52	47
77	41	53	47
78	41	54	47
79	42	55	47
80	42	56	47
81	43	57	47
82	43	57	48
83	44	58	48
84	44	58	48
85	45	59	48
86	46	59	48
87	47	60	48
88	48	60	48
89	49	61	49
90	49	61	49
91	49	62	49
92	50	62	49
93	50	63	49
94	50	63	
95	51	64	
96	51	64	
97	51	65	
98	52	65	
99	52	66	
100	52	66	

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
101	53	67	
102	53	67	
103	53	68	
104	54	68	
105	54	68	
106	54	68	
107	55	68	
108	55	68	
109	55	68	
110	56	68	
111	56	68	
112	56	68	
113	57	68	
114	57	68	
115	57	68	
116	57	68	
117	57	68	
118	58	68	
119	58	68	
120	58	68	
121	58	68	
122	58		
123	59		
124	59		
125	59		
126	59		
127	59		
128	60		
129	60		
130	60		
131	60		
132	60		
133	61		
134	61		
135	61		
136	61		
137	61		
138	61		
139	61		
140	62		
141	62		
142	62		
143	62		
144	62		
145	62		
146	62		
147	63		
148	63		
149	63		
150	63		

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
151	63		
152	63		
153	63		

(7) 医療職給料表 (5) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24
33	1	17	17	25
34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34
43	11	27	27	35
44	12	28	28	36
45	13	29	29	37
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42

(7) 医療職給料表 (5) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	22	38	38	46
55	23	39	39	47
56	24	40	40	48
57	25	41	41	49
58	25	41	42	50
59	26	42	43	51
60	26	42	44	52
61	27	43	45	53
62	27	43	45	54
63	28	44	45	55
64	28	44	46	56
65	29	45	46	57
66	29	45	46	58
67	30	46	47	59
68	30	46	47	60
69	31	47	47	61
70	31	47	48	62
71	32	48	48	63
72	32	48	48	64
73	33	49	49	65
74	33	49	49	66
75	34	49	49	67
76	34	49	50	68
77	35	50	50	68
78	35	50	50	68
79	36	50	51	68
80	36	50	51	68
81	37	51	51	69
82	37	51	52	69
83	38	51	52	69
84	38	51	52	69
85	39	52	53	69
86	39	52	53	70
87	40	52	53	70
88	40	52	53	70
89	41	53	54	71
90	41	53	54	72
91	42	53	54	73
92	42	53	54	74
93	43	53	55	75
94		54	55	
95		54	55	
96		54	55	
97		54	55	
98		54	56	
99		55	56	
100		55	56	

(7) 医療職給料表 (5) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
101		55	56	
102		55	56	
103		55	57	
104		56	57	
105		56	57	
106		56	57	
107		56	57	
108		56	58	
109		56	58	
110		57	58	
111		57	58	
112		57	58	
113		57	59	
114		57		
115		57		
116		58		
117		58		
118		58		
119		58		
120		58		
121		58		
122		59		
123		59		
124		59		
125		59		

(8) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25

(8) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	45	30	28
59	23	46	31	28
60	24	46	32	28
61	25	47	33	29
62	26	47	34	29
63	27	48	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	57	51	36
80	44	58	52	36
81	45	58	53	37
82	45	58	54	37
83	46	59	55	37
84	46	59	56	37
85	47	59	57	37
86	47	60	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39

(8) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	57	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	
111	58	67	74	
112	58	67	74	
113	58	67	75	
114	58	67	75	
115	59	67	76	
116	59	68	76	
117	59	68	76	
118	59	68	76	
119	60	68	76	
120	60	68	76	
121	61	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第10の2 降格時号給対応表
(1) 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45
35	78	51	51	43	43	85	61	45
36	80	52	52	44	44	85	61	45
37	82	53	53	45	45	85	61	45
38	84	54	54	46	46	85	61	45
39	86	55	55	47	47	85	61	45
40	88	56	56	48	48	85	61	45
41	90	58	57	49	50	85	61	45
42	92	60	58	50	52	85	61	
43	93	62	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		

別表第10の2 降格時号給対応表
(1) 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						

別表第10の2 降格時号給対応表
 (1) 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

(2) 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	67	41	54
26	54	70	42	58
27	55	73	43	61
28	56	76	44	64
29	59	77	46	67
30	62	78	48	70
31	65	79	50	73
32	68	80	52	73
33	70	84	53	73
34	72	88	54	73
35	74	92	55	73
36	76	96	56	73
37	78	99	58	73
38	80	102	60	73
39	82	106	62	73
40	84	110	64	73
41	85	115	67	73
42	86	120	70	73
43	87	121	74	73
44	88	121	78	73
45	90	121	82	73
46	92	121	86	73
47	94	121	89	73
48	96	121	89	73
49	97	121	89	73
50	98	121	89	73

(2) 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
51	99	121	89	73
52	100	121	89	73
53	101	121	89	73
54	102	121	89	73
55	103	121	89	73
56	104	121	89	73
57	107	121	89	73
58	110	121	89	73
59	113	121	89	73
60	116	121	89	73
61	118	121	89	73
62	120	121	89	73
63	121	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			

(2) 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

(3) 医療職給料表 (1) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	50	43	51
28	52	44	52
29	56	45	53
30	60	46	54
31	64	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89

(3) 医療職給料表 (1) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

(4) 医療職給料表 (2) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	58	49	45	50	50	65
34	60	50	46	52	52	65
35	62	51	47	54	54	65
36	64	52	48	56	56	65
37	65	53	49	57	59	65
38	66	54	50	58	62	65
39	67	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	71	57	53	63	73	65
42	74	58	54	66	77	65
43	77	59	55	69	81	65
44	80	60	56	72	85	65
45	82	61	57	76	85	65
46	84	62	58	80	85	65
47	85	63	59	84	85	65
48	85	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65

(4) 医療職給料表 (2) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			

(4) 医療職給料表 (2) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

(5) 医療職給料表 (3) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93

(5) 医療職給料表 (3) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		

(5) 医療職給料表 (3) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				

(5) 医療職給料表 (3) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
151	169				
152	169				
153	169				

(6) 医療職給料表 (4) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
1	25	25	9
2	26	26	10
3	27	27	11
4	28	28	12
5	29	29	13
6	30	30	14
7	31	31	15
8	32	32	16
9	33	33	17
10	34	34	18
11	35	35	19
12	36	36	20
13	37	37	21
14	38	38	22
15	39	39	23
16	40	40	24
17	41	41	25
18	42	42	26
19	43	43	27
20	44	44	28
21	46	45	29
22	48	46	30
23	50	47	31
24	52	48	32
25	53	49	33
26	54	50	34
27	55	51	35
28	56	52	36
29	58	53	37
30	60	54	38
31	62	55	39
32	64	56	40
33	66	57	42
34	68	58	44
35	70	59	46
36	72	60	48
37	73	61	49
38	74	62	50
39	75	63	51
40	76	64	52
41	78	65	55
42	80	66	58
43	82	67	61
44	84	68	64
45	85	69	69
46	86	70	74
47	87	71	81
48	88	72	88
49	91	73	93
50	94	74	93

(6) 医療職給料表 (4) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
51	97	75	93
52	100	76	93
53	103	77	93
54	106	78	93
55	109	79	93
56	112	80	93
57	117	82	93
58	122	84	93
59	127	86	93
60	132	88	93
61	139	90	93
62	146	92	93
63	153	94	93
64	153	96	93
65	153	98	93
66	153	100	93
67	153	102	93
68	153	121	93
69	153	121	93
70	153	121	93
71	153	121	93
72	153	121	93
73	153	121	93
74	153	121	93
75	153	121	93
76	153	121	93
77	153	121	93
78	153	121	93
79	153	121	93
80	153	121	93
81	153	121	93
82	153	121	93
83	153	121	93
84	153	121	93
85	153	121	93
86	153	121	93
87	153	121	93
88	153	121	93
89	153	121	93
90	153	121	93
91	153	121	93
92	153	121	93
93	153	121	93
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		

(6) 医療職給料表 (4) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		

(7) 医療職給料表 (5) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	33	17	17	9
2	33	18	18	10
3	33	19	19	11
4	34	20	20	12
5	35	21	21	13
6	36	22	22	14
7	37	23	23	15
8	39	24	24	16
9	40	25	25	17
10	42	26	26	18
11	43	27	27	19
12	44	28	28	20
13	45	29	29	21
14	46	30	30	22
15	47	31	31	23
16	48	32	32	24
17	49	33	33	25
18	50	34	34	26
19	51	35	35	27
20	52	36	36	28
21	53	37	37	29
22	54	38	38	30
23	55	39	39	31
24	56	40	40	32
25	58	41	41	33
26	60	42	42	34
27	62	43	43	35
28	64	44	44	36
29	66	45	45	37
30	68	46	46	38
31	70	47	47	39
32	72	48	48	40
33	74	49	49	41
34	76	50	50	42
35	78	51	51	43
36	80	52	52	44
37	82	53	53	45
38	84	54	54	46
39	86	55	55	47
40	88	56	56	48
41	90	58	57	49
42	92	60	58	50
43	93	62	59	51
44	93	64	60	52
45	93	66	63	53
46	93	68	66	54
47	93	70	69	55
48	93	72	72	56
49	93	76	75	57
50	93	80	78	58

(7) 医療職給料表 (5) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
51	93	84	81	59
52	93	88	84	60
53	93	93	88	61
54	93	98	92	62
55	93	103	97	63
56	93	109	102	64
57	93	115	107	65
58	93	121	112	66
59	93	125	113	67
60	93	125	113	68
61	93	125	113	69
62	93	125	113	70
63	93	125	113	71
64	93	125	113	72
65	93	125	113	73
66	93	125	113	74
67	93	125	113	75
68	93	125	113	80
69	93	125	113	85
70	93	125	113	88
71	93	125	113	89
72	93	125	113	90
73	93	125	113	91
74	93	125	113	92
75	93	125	113	93
76	93	125	113	93
77	93	125	113	93
78	93	125	113	93
79	93	125	113	93
80	93	125	113	93
81	93	125	113	93
82	93	125	113	93
83	93	125	113	93
84	93	125	113	93
85	93	125	113	93
86	93	125	113	93
87	93	125	113	93
88	93	125	113	93
89	93	125	113	93
90	93	125	113	93
91	93	125	113	93
92	93	125	113	93
93	93	125	113	93
94	93	125		
95	93	125		
96	93	125		
97	93	125		
98	93	125		
99	93	125		
100	93	125		

(7) 医療職給料表 (5) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
101	93	125		
102	93	125		
103	93	125		
104	93	125		
105	93	125		
106	93	125		
107	93	125		
108	93	125		
109	93	125		
110	93	125		
111	93	125		
112	93	125		
113	93	125		
114	93			
115	93			
116	93			
117	93			
118	93			
119	93			
120	93			
121	93			
122	93			
123	93			
124	93			
125	93			

(8) 技能職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	53	69	101
42	78	54	70	101
43	79	55	71	101
44	80	56	72	101
45	82	58	73	101
46	84	60	74	101
47	86	62	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101

(8) 技能職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	70	81	101
54	100	72	82	101
55	102	74	83	101
56	106	76	84	101
57	110	79	85	101
58	114	82	86	101
59	118	85	87	101
60	120	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	

(8) 技能職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第 1 1

給料の調整に係る適用区分表

勤務箇所	職 員		調整数
循環器・脳脊髄センター	1	診療放射線技師及び診療エックス線技師	3
	2	放射線医学研究部に勤務し、常時核医学研究に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(1)の3級又は4級の職務にある者を除く。)	
	3	病理細菌技術者	2
	4	理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	
	5	放射線医学研究部に勤務し、常時核医学研究に直接従事することを本務とする職員(2に掲げる者を除く。)	
	6	放射線医学研究部に勤務する医師で2及び5に掲げる者以外のもの(医療職給料表(1)の3級又は4級の職務にある者を除く。)	
	7	放射線医学研究部に勤務する研究職給料表の適用を受ける職員(2に掲げる者を除く。)	
	8	脳神経病理学研究部、放射線科診療部、臨床病理部若しくは臨床検査部に勤務する医師(医療職給料表(1)の3級又は4級の職務にある者を除く。)	
	9	脳神経病理学研究部に勤務する技能職員で常時危険な病原体等を直接取り扱う業務の補助業務に従事するもの	
	10	看護師、准看護師及び介護福祉士	1
	11	放射線医学研究部に勤務する医師(2、5及び6に掲げる者を除く。)	
	12	脳神経病理学研究部、放射線科診療部、臨床病理部若しくは臨床検査部に勤務する医師(8に掲げる者を除く。)	
リハビリテーション・精神医療センター	1	精神科診療部、認知症診療部及び診療支援部の放射線の業務に従事する医師(病院長及び副病院長を除く。)	2
	2	診療放射線技師、病理細菌技術者、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	
	3	精神病患者又は認知症患者を専ら入院させる病棟に勤務する看護師及び介護福祉士	
	4	公認心理師	1
	5	医師(病院長及び副病院長並びに1に掲げる者を除く。)	
	6	看護師及び介護福祉士(3に掲げる者を除く。)	

別表第 11 の 2

調整基本額表

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

2 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円
2 級	9,300円
3 級	10,900円
4 級	11,700円
5 級	14,500円

3 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,600円

4 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

5 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

6 医療職給料表(4)

職務の級	調整基本額
1 級	7,800円
2 級	9,300円
3 級	9,600円
4 級	10,600円

7 医療職給料表(5)

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円

8 技能職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

別表第 11 の 3

調整基本額表

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,300円
5 級	8,800円
6 級	9,500円
7 級	10,800円
8 級	11,800円
9 級	13,300円

2 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	7,800円
3 級	8,600円
4 級	9,800円
5 級	11,600円

3 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

4 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,400円
4 級	7,800円
5 級	8,500円
6 級	9,800円
7 級	11,000円

5 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	7, 100円
2 級	7, 700円
3 級	7, 900円
4 級	8, 200円
5 級	8, 700円
6 級	9, 800円

6 医療職給料表(4)

職務の級	調整基本額
1 級	6, 000円
2 級	7, 200円
3 級	7, 700円
4 級	8, 700円

7 医療職給料表(5)

職務の級	調整基本額
1 級	5, 700円
2 級	6, 500円
3 級	7, 700円
4 級	8, 300円
5 級	8, 800円

8 技能職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5, 800円
2 級	6, 100円
3 級	6, 700円
4 級	7, 300円
5 級	8, 200円

別表第12 管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分
循環器・脳脊髄センター	病院長	一種
	副病院長 所長 センター長	二種
	部長（薬剤部長、看護部長を除く）	三種
	主任研究員 薬剤部長 看護部長	四種
	課長	五種
	副部長 室長 技師長	六種
	看護師長	七種
リハビリテーション・精神医療センター	病院長	一種
	副病院長	二種
	部長（薬剤部長及び看護部長を除く） 副部長（看護部副部長を除く）	三種
	薬剤部長 看護部長	四種
	課長	五種
	看護部副部長 室長 技師長	六種
	看護師長	七種
本部	本部長	一種
	局長	二種
	副局長	三種
	課長	五種
	室長	六種

別表第12の2 管理職手当の支給額

1 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9級	一種	119,900円
8級	二種	84,600円
6級	三種	66,500円
	四種	58,200円
	五種	49,900円
	六種	41,600円
5級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円
3級	五種	35,700円

2 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
5級	一種	129,300円
	二種	103,400円
4級	三種	80,600円
	四種	71,700円
	五種	62,700円
3級	四種	65,000円
	五種	56,900円

3 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	一種	137,700円
	二種	110,100円
	三種	99,100円
3級	二種	102,800円
	三種	92,500円
	四種	82,200円
2級	四種	76,400円

4 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
6 級	四種	66,500円
5 級	四種	62,800円
	五種	55,000円
	六種	47,100円
	七種	39,300円
4 級	五種	41,800円
	六種	35,800円
	七種	29,900円

5 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当の額
6 級	四種	69,300円
5 級	五種	55,300円
	六種	47,400円
	七種	39,500円

6 医療職給料表(4)

職務の級	区分	管理職手当の額
4 級	五種	55,000円
3 級	六種	42,400円
	七種	35,300円

7 医療職給料表(5)

職務の級	区分	管理職手当の額
5 級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4 級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円
3 級	五種	35,700円

別表第 1 2 の 3 役職手当を支給する職及び支給額

組織	職	役職手当の額
本部	リーダー	5,000 円
循環器・脳脊髄センター及びリハビリテーション・精神医療センター	医 長	15,000円
	リーダー	5,000円

別表第 1 3 初任給調整手当

期間の区分	支 給 額
	円
1年未満	308,600
1年以上2年未満	308,600
2年以上3年未満	308,600
3年以上4年未満	308,600
4年以上5年未満	308,600
5年以上6年未満	308,600
6年以上7年未満	308,600
7年以上8年未満	308,600
8年以上9年未満	308,600
9年以上10年未満	308,600
10年以上11年未満	308,600
11年以上12年未満	308,600
12年以上13年未満	308,600
13年以上14年未満	308,600
14年以上15年未満	308,600
15年以上16年未満	308,600
16年以上17年未満	305,300
17年以上18年未満	302,000
18年以上19年未満	298,700
19年以上20年未満	295,400
20年以上21年未満	292,100
21年以上22年未満	278,300
22年以上23年未満	264,300
23年以上24年未満	250,800
24年以上25年未満	236,900
25年以上26年未満	223,200
26年以上27年未満	205,600
27年以上28年未満	188,500
28年以上29年未満	171,200
29年以上30年未満	153,600
30年以上31年未満	135,600
31年以上32年未満	117,300
32年以上33年未満	99,400
33年以上34年未満	73,400
34年以上35年未満	49,100
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

別表第 1 4

自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	通勤手当の月額	
	自動車(自動二輪車を除く。)	自動車(自動二輪車を除く。) 以外の交通の用具
4キロメートル未満	円 2,000	円 2,000
4キロメートル以上 6キロメートル未満	3,100	3,100
6キロメートル以上 8キロメートル未満	4,300	4,200
8キロメートル以上 10キロメートル未満	5,500	5,500
10キロメートル以上 12キロメートル未満	6,800	6,800
12キロメートル以上 14キロメートル未満	8,000	8,000
14キロメートル以上 16キロメートル未満	9,100	9,100
16キロメートル以上 18キロメートル未満	10,100	10,100
18キロメートル以上 20キロメートル未満	11,100	11,100
20キロメートル以上 22キロメートル未満	12,000	12,000
22キロメートル以上 24キロメートル未満	13,100	
24キロメートル以上 26キロメートル未満	14,300	
26キロメートル以上 28キロメートル未満	15,400	16,600
28キロメートル以上 30キロメートル未満	16,600	
30キロメートル以上 32キロメートル未満	17,700	
32キロメートル以上 34キロメートル未満	18,900	20,000
34キロメートル以上 36キロメートル未満	20,000	
36キロメートル以上 38キロメートル未満	21,100	
38キロメートル以上 40キロメートル未満	22,300	23,400
40キロメートル以上 42キロメートル未満	23,400	
42キロメートル以上 44キロメートル未満	24,600	

44キロメートル以上 46キロメートル未満	25, 700	
46キロメートル以上 48キロメートル未満	26, 800	
48キロメートル以上 50キロメートル未満	28, 000	
50キロメートル以上 52キロメートル未満	29, 100	
52キロメートル以上 54キロメートル未満	30, 300	
54キロメートル以上 56キロメートル未満	31, 400	
56キロメートル以上 58キロメートル未満	32, 600	
58キロメートル以上 60キロメートル未満	33, 700	
60キロメートル以上 62キロメートル未満	34, 800	
62キロメートル以上 64キロメートル未満	36, 000	
64キロメートル以上 66キロメートル未満	37, 100	
66キロメートル以上 68キロメートル未満	38, 300	
68キロメートル以上 70キロメートル未満	39, 400	
70キロメートル以上 72キロメートル未満	40, 600	
72キロメートル以上 74キロメートル未満	41, 700	
74キロメートル以上 76キロメートル未満	42, 800	
76キロメートル以上 78キロメートル未満	44, 000	
78キロメートル以上 80キロメートル未満	45, 100	
80キロメートル以上 82キロメートル未満	46, 300	
82キロメートル以上 84キロメートル未満	47, 400	
84キロメートル以上 86キロメートル未満	48, 600	
86キロメートル以上 88キロメートル未満	49, 700	
88キロメートル以上 90キロメートル未満	50, 800	
90キロメートル以上	51, 400	

別表第15 加算を受ける職員及び加算割合

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級9級及び8級の職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
研究職給料表	職務の級5級の職員	100分の20
	職務の級4級の職員	100分の15
	職務の級3級の職員及び 職務の級2級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級3級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(1)	職務の級4級及び3級の職員	100分の15 (職務の級4級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の20)
	職務の級2級の職員	100分の10
	職務の級1級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(4)	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員で理事長の定める職員	
	職務の級3級の職員で理事長の定める職員 職務の級2級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(5)	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
技能職給料表	職務の級6級の職員で理事長の定める職員	100分の10
	職務の級5級の職員で理事長の定める職員	100分の5

別表第16 勤勉手当期間率表

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0